令和4年 網走市議会

令 和 4 年 度 予 算 等 審 査 特 別 委 員 会 会 議 録 第6号 令和4年3月17日(木曜日)

O 日	時	令和4年3月17日
		午前 10 時 00 分開議

〇場 所 議 場

〇出席委員(13名)

委 員 長 立 崎 聡 副委員長 庫司郎 Щ 田 委 員 垣 直 樹 石 照 小田部 則 金 兵 智 栗 \blacksquare 政 男 近 藤 憲 治 澤 谷 淳 子 永 本 浩 子 平 賀 貴 幸 古 田 純 也 松 司 浦 敏

村 椿

〇欠席委員(1名)

工藤英治

敏

章

〇委員外議員 (0名)

○説明のため出席した者

市 長 水 谷 洋 副 市 長 後 藤 利 博 企 画 総務 部 長 秋 葉 孝 博 市 民 長 武 環 境 部 \mathbb{H} 浩 健 盛樹 康 福祉 部 長 桶 屋 農 長 林 水 産 部 Ш 合 TF. 人 観 光 商 工 部 長 伊 倉 直 樹 建 設 港 湾 部 長 吉 田 憲 弘 水 道 部 長 柏 木 弦 庁 舎 整 備 推 進 室 長 花 学 立. 長 画 調 整 課 佐々木 司 企 三 総 務防 災 課 長 田 邊 雄 課 長 寺 貴 職 員 \Box 広 課 財 政 長 古 田 孝仁 戸 籍保 健 課 長 渡 邉 眞知子

久 戸籍保健課参事 田 中 靖 福 呂 俊 広 介 護 祉 課 長 野 港 水 産 漁 課 長 渡 部 貴 聴 港 湾 課 長 津 義 則 梅 営 業経営 長 課 佐々木 修 司 長 上 水 道 課 木 村 篤 史 下 水 道 課 長 中 村 昭 彦 水 道 事 部 参 团 部 昌 和 教 育 長 岩 永 雅 浩 学 校 教 育 部 長 \mathbb{H} П 徹 社 会 教育 部 長 吉 村 学

〇事務局職員

事 務 局 長 林 幸 事 務 局 次 長 石 井 公 晶 務議事係長 法師人 理 総 絵 総務議事係主査 尾 寺 昌 樹 係 早 渕 樹 由

午前 10 時 00 分 開議

〇立崎聡一委員長 おはようございます。

本日の出席委員は 13 名で、定足数に達しておりますので、ただいまから本日の委員会を開きます。

本日の委員会には、次の委員から欠席の届出が ありましたので報告します。失礼しました。欠席 及び遅参の届出がありましたので報告します。

欠席、工藤英治委員。

遅参、栗田政男委員、時間60分。

それでは早速、本日の日程であります特別会計 及び企業会計、公営企業会計に関する細部審査に 入ります。

質疑のある方、挙手お願いいたします。 澤谷委員。

〇澤谷淳子委員 おはようございます。

それでは、介護保険特別会計の 217 ページ、買物リハビリ事業についてお伺いいたします。

こちらは令和2年度から当初予算204万円から スタートした、送迎車両の空き時間を活用して週 1回商業施設への送迎と買物の付添いをしてくれる事業でした。

本年予算 349 万 2,000 円の積算内訳をお教えく ださい。

〇野呂俊広介護福祉課長 買物リハビリ事業の本年度の予算の内容についてでございますけれども、予算の内容につきましては、通所介護事業所への委託料と専門職の介助内での見守りや軽体操を実施する専門職への委託料となっております。

○澤谷淳子委員 この委託料ということで、利用 人数によっては変わるというか、利用回数という か、1回送迎3人も4人も乗せても1人を送迎し ても委託1回分といったら変なのですけれども、 その委託料というのは変わりはあるのでしょう か。

〇野呂俊広介護福祉課長 年間を通しての委託料 となりますので、回数などによって上下するとい うことはございません。

○澤谷淳子委員 それでは、年間通じてコロナ禍 だったのですけれども、どれぐらいの方が利用したというのはわかりますか。

○野呂俊広介護福祉課長 事業実績についてでございますけれども、令和3年度におきましては、開催日数を事業開始当初の週2回から週3回に拡充し、79名、20名の方に御利用いただきました。令和4年度におきましても、令和3年度同様、週3回の開催を予定しております。

○澤谷淳子委員 スタート時期より週3回もなってすごいですね。ただ、今も言いましたけれども、コロナ禍の丸2年が経過しまして、デイサービスも緊急事態宣言や蔓延防止等重点措置など発令されるたびに、通所自体利用休止になりました。それで、逆に買物リハビリでお買物に行くということはなくなったと、減ったと思うのですけれども、冬の期間に利用者が増えることもあるだろうからということで、買物支援サービス事業もまだ残っていましたよね。そちらの利用は増えたとかということはありましたか。

○野呂俊広介護福祉課長 シルバー人材センター に委託しています買物支援事業でありますけれど も、こちらについては例年利用者数が少ないという状況であったのですけれども、これについては コロナの影響等によって増えたということは、状況は見られませんでした。

○澤谷淳子委員 そうしますと、デイサービスの

空き時間の送迎車を利用して、この買物リハビリだったのですけれども、デイサービスに行かない方がこの緊急事態とかいろいろな制限あったときに休みが多かったはずなのですけれども、今年は、去年のほうは予算としては455万9,000円で、今回は349万2,000円ということで、何というのでしょう、やっぱり逆に増えるのではなくて、予算ちょっとこれだけ利用はしていても、少し、何というのでしょうね、抑えた形になっているのでしょうか。

○野呂俊広介護福祉課長 令和4年度予算が令和 3年度に比べ減少した理由でございますけれど も、令和3年度におきましては、当初予算におき ましては、買物リハビリ事業の民間事業者実施分 を当初委託料で見込んでいたのですけれども、そ の後、介護事業所の指定を受けて実施となりまし たので、この分本年度の予算からなくなったとい う状況でございます。

〇澤谷淳子委員 ありがとうございます。了解いたしました。

それでは、同じ217ページのすぐ下、高齢者等 さわやか収集事業、こちらについてお伺いいたし ます。

こちらは家庭ごみをごみステーションに出せない高齢者等はシルバー人材センター、民間事業者、町内会へ委託して、安否確認も含め、ごみの個別回収をする事業でしたね。それで、今年の予算964万7,000円の積算内訳、こちらも教えてください。

〇野呂俊広介護福祉課長 本年度予算の算出根拠 でありますけれども、委員おっしゃるとおり、シ ルバー人材センターと町内会、それから民間ごみ 収集事業者で実施をしております。それぞれの委 託料となっております。

〇澤谷淳子委員 これは個別に幾ら委託料という のはわからないですか。

○野呂俊広介護福祉課長 まずシルバー人材センターでございますけれども、見込みとして103世帯を見込みまして約562万円の委託料を見込んでおります。また、民間事業者につきましては、27世帯を見込みまして1か月約31万円の予算計上をしております。それから、町内会ですけれども、1回当たり200円で19名の方を想定しまして、約26万円の予算を計上しているところでございませ

○澤谷淳子委員 やっぱりすごい数がいらっしゃって、何人分ぐらいか聞こうと思っていたのですけれども、教えていただきましてありがとうございます。

こちらのさわやか収集事業のサービスを受けたいなというときは、何らかの介護認定さえ受けていれば利用できるサービスなのでしょうか。

〇野呂俊広介護福祉課長 さわやか収集事業の対象者につきましては、要介護認定を受けている方ですとか、身体障がい者の障害者手帳の交付を受けている身体障がい者のみの世帯など、このような方が対象となっております。

〇澤谷淳子委員 わかりました。

そうすると、このサービスを利用したい人は申 込みは直接自分でこちらのほうに申し込むという 形でしょうか。

〇野呂俊広介護福祉課長 いろいろ御自身ですとか、御家族の方ですとか、あるいは介護支援事業所のケアマネジャーの方の代理申請ですとか、いろいろありますけれども、こちらのほうに申請していただく形で開始する事業でございます。

○澤谷淳子委員 本当に高齢者等の現状があって の個別回収ということで、今後ごみの分別の変わ る変わらないにかかわらずこの事業はなくすこと のできない事業だなということを理解いたしまし た。

私の質問はこれで終わります。

- 〇立崎聡一委員長 次、古田委員。
- **〇古田純也委員** おはようございます。

では、まちづくりの9ページ、介護保険手続オンライン事業の新規事業について、改めて事業内容と積算根拠をお尋ねいたします。

○野呂俊広介護福祉課長 介護保険手続オンライン化事業でございますけれども、事業の内容につきましては、国が運営しますオンラインサービスのマイナポータルぴったりサービスを経由して提出された各電子申請データを市の基幹システムに取り組むシステムを構築するものでございます。

介護保険に関する11の手続につきまして、これまでは御本人や御家族、ケアマネジャーの代理申請など、窓口に出向いて手続いただいていたところでございますけれども、システム導入後におきましては、御家庭や事業所等で時間や場所を選ばずにオンラインでの申請を行うことが可能となり、利用者の負担軽減が図られると考えておりま

す。

〇古田純也委員 わかりました。

11ほどある手続が役所に出向かなくても自宅でできるという、これは更新の手続だとか、恐らく初めて介護を認定する場合、また再更新というのですかね、そういうときも活用できる事業で、オンラインを使わなくても今までどおり出向いてする手続も当然あるのですね。

○野呂俊広介護福祉課長 対象となる手続につきましては、委員の今おっしゃいました要介護認定申請の申請ですとか、介護負担被保険者証の再交付申請ですとか、これら含めて11の項目があるのですけれども、このオンライン申請のほかにも同時進行で従来の窓口での申請はきちんとしっかり行っていきたいと考えております。

○古田純也委員 オンライン化開始というスケジュールはどのような感じですか。

○野呂俊広介護福祉課長 今後の契約とか制度設計につきましては、市の情報政策課で一元で一括して行う予定となっておりますけれども、システムの構築は令和4年度いっぱいで想定しておりまして、本稼働は令和5年度より稼働する予定でございます。

〇古田純也委員 わかりました。

同じページの介護認定審査会、オンライン化拡 充内容をお尋ねいたします。

○野呂俊広介護福祉課長 介護認定審査会のオンライン化の事業でございますけれども、介護認定審査会につきましては網走ほか斜里郡3町で共同運営をし、週2回年間約60回程度、対面形式で開催されております。開催場所につきましては、各市町村持ち回りで行っておりますが、これまでに悪天候などによって審査会が中止となった事例があったことや、委員の長距離移動など負担の軽減を図ろうとするものであります。

〇古田純也委員 週2回年間60回行われる対面式 の会議が、今後もずっとオンライン化で進めると いうふうに認識してもよろしいでしょうか。

〇野呂俊広介護福祉課長 既に令和3年度にテスト的に運用を行っておりまして、今後につきましてはずっとこのオンライン化で進めようと考えているところでございます。

先ほど認定審査会の回数につきまして、年間60回と発言したようでございまして、年間約96回の間違いでございます。おわび申し上げます。

○古田純也委員 わかりました。かなりの回数があるのですね。

最後の質問になります。

認知症高齢者見守り事業、221ページになりますけれども、この認知症高齢者の見守り事業の事業内容、そして積算根拠についてお尋ねいたします。

○野呂俊広介護福祉課長 まず、高齢者見守り事業の事業内容についてでございますけれども、網走市におきましては2つの事業がございます。1つは網走保健所が設置する網走市ほか4町、斜里の警察署を含め構成されておりますけれども、網走市認知症高齢者SOSネットワークという見守りに関する事業が1つでございます。それから、市が運用しているお知らせメール@あばしりのメール機能を活用しまして事前に登録を頂いた登録者、登録機関に情報発信することで徘徊高齢者等の早期発見、保護に努めているところでございます。

また、予算の根拠でございますけれども、13万3,000円ですけれども、こちらのほうは会議に伴う会場使用料ですとか、その他消耗品費の計上となっております。

〇古田純也委員 お知らせメールによる徘徊者の 捜索活動というふうな実績、ここ数年の実績がわ かればお尋ねいたします。

○野呂俊広介護福祉課長 まず実績でございますけれども、まず認知症高齢者御本人の登録人数ですけれども、平成31年から37人、令和2年度57人、令和3年度の見込みで75人となっております。

次に、助け合いを行っていただく方の登録人数 でございますけれども、平成31年105人、令和2 年度209人、令和3年度226人となっております。

また、実際に捜索を発動した件数でありますけれども、平成31年1件、令和2年度2件、令和3年度はこれまでありませんけれども、発信する準備をしている段階で発見されたというケースが2件ございました。

〇古田純也委員 本当にこれから高齢者、また認知症の方も増えてきますが、皆さんで助け合いできる事業だというふうに認識いたしました。

お助けメールというふうな部分なのですけれど も、今後LINE化、LINEを活用するという 見通しはどうなのでしょうか。 **○野呂俊広介護福祉課長** 定期的に開催しております関係者との協議会があるのですけれども、そちらのほうでそういった活用ができるかについて検討していきたいと考えております。

〇古田純也委員 わかりました。 私からの質問は以上です。

- 〇立崎聡一委員長 次、村椿委員。
- ○村椿敏章委員 日本共産党議員団の村椿です。 まず最初に、能取漁港整備特別会計について伺 いたいと思います。

まず、令和3年度の土地の売却の実績について 伺います。

〇渡部貴聴水産漁港課長 令和3年度の能取漁港の整備特別会計におけます土地売却の実績についてでございますけれども、民間企業1社に対しまして売却がございまして、売却面積は6,191平米、売却金額につきましては1,709万7,080円となってございます。

○村椿敏章委員 わかりました。1社あったということですね。

それで、令和3年度の一般会計からの繰入額と それからこれまでの総額について伺います。

○渡部貴聴水産漁港課長 令和3年度の現段階での見込みでございますけれども、令和3年度につきましては、一般会計からの繰入額は1,000万円を予定してございます。こちら予算額の段階では1,690万円でございました。それで、今までの繰入金の合計につきましては、26億8,261万円となってございます。

〇村椿敏章委員 血税がこれだけ投入されている、26億8,260万円の血税が入っているということがわかりました。

毎年伺っていますけれども、現在の未売却用地 の面積と全部売れたとした場合、その金額、それ から今後の売却の見通しについても、もしあれば 伺います。

〇渡部貴聴水産漁港課長 まず現在の未売却地の面積でございますけれども、5万4,000平米ございます。こちらの土地が全部売却した場合の試算なのですけれども、能取漁港工業団地の基準単価、平米単価が3,500円となってございますので、先ほどの面積に3,500円を掛けますと1億9,166万円となります。

一方、現在の赤字につきましては1億6,709万円となってございますので、このように見ますと

黒字となるのですけれども、実際には大規模割引等ございまして、令和3年度の売却の平均単価は2,761円となってございますので、この単価で計算しますと1億5,120万円の収入となりまして、1,590万円が不足、赤字として残る計算となってございます。

令和4年度の土地売却の見込みについてでございますけれども、現在のところ明確な引き合いは来てございませんが、再生可能エネルギー事業からの問合せ等はございます。ただ、こちら売却までは至ってございませんが、引き続き売却に向けて努力をしていきたいというふうに思ってございます。

○村椿敏章委員 まだ1億6,700万円残っている という状況で、全部売れたとしても1,520万円 残ってしまうということがわかりました。

この能取漁港の会計は昭和44年の、西暦で言うと1969年1月に能取漁港として第4種の漁港の指定を受けて、翌年8月に起工式、当時は非常に漁業が盛んでありました。市内の水産加工業者が能取漁港に移転するという計画でした。しかし、1977年に領海の12海里や漁業専管水域、今でいえば排他的経済水域200海里が導入されました。北洋海域からの撤退が余儀なくされ、漁業を取り巻く状況が一変したというわけです。

当時私たち日本共産党は、能取漁港を造っても 水産加工業者そのものが移転する資金もなく移転 できないという加工業者の話も聞いて、これ以上 の推進をしても駄目なのではないかということを 指摘しながら、開発行為そのものの中止を求めて いました。200海里が導入されてから3年後の 1980年に漁港の運用開始となりました。事業が始 まってすぐの1974年の単年度収入は1,196万円の 赤字です。その2年後には8,893万円ということ からも、ここで背後地の造成などの開発行為をや めていれば全く違う状況があったと思います。

私たち日本共産党以外の政党議員が推進を主張して開発を続けてきたわけです。その結果、工事開始後28年後の1998年、平成10年度には56億4,967万円まで赤字が増えていったわけです。

その後、その赤字を何とかしようということで 職員の皆さんも大変苦労されていましたし、私た ちもそれについて何とかしようということで、国 会議員団と、それから網走議員団で国会要請行動 を取りまして、そこで農水省の方と協議が整って 実際その後土地の利用制限について何とかならないのかというところで、用途制限の網かけが解除になったわけです。そういったところから進んで、市がこの漁港の用地を借り上げてパークゴルフ場、キャンプ場、レイクサイドパークのとろが2002年にできたわけです。

この間土地の活用方法について、みんなで知恵 を出し合って協働で進めてきたということが、こ この結果につながったのだと思います。

私たちは、この能取漁港の特別会計について、網走市の負の遺産ということでこの会計、問題あるということを様々指摘しましたが、今毎年、今年でいえば1,000万円ほどの一般会計からの繰入れをして、現在26億8,100万円の血税をつぎ込んだ会計であります。ここには市民の皆さんが御理解を示していただいて、また理事者、それから職員の努力があって、今回繰上充用金というかけで、さらなる努力をしてこの会計の解消も検討していただけたらと思います。そのことを述べまして、この能取漁港会計については終わります。

次に、網走港整備特別会計について伺います。 まず最初に歳入について、用地使用料、上屋使 用料、給水施設使用料、売払収入、貸地料につい て、それぞれの収入について伺いたいと思いま す。決算見込みというのはあるのですか。出ます か。

〇梅津義則港湾課長 網走港整備特別会計の現段 階での決算見込みについてでございますが、用地 使用料が3,120万4,000円、上屋使用料が1,894万 5,000円、給水使用料が140万円、土地売払収入が 318万3,000円、貸地料が1,754万1,000円を見込ん でおります。

〇村椿敏章委員 次に、網走港の港湾計画では昭和53年の当初計画の目標ですね、外貿で50万トン、そして内貿で1,700万トンで始まっています。昭和63年に目標を外貿80万トン、内貿2,000万トンまで引き上げたわけです。しかし、その後何度か下方修正して、平成21年には外貿20.6万トン、内貿64.6万トンにまで計画を引き下げております。

そこで伺いますが、昨年度の計画に対する実績 と利用率はどうなっているのか伺います。

○梅津義則港湾課長 まず、外貿でございますが、今委員のほうからも数値について説明ござい

ましたが、計画が20万6,000トンでございまして、これに対しまして実績が約10万2,000トンでございます。計画の約49.5%となっております。内質でございますが、計画が64万6,000トン、実績が34万1,000トン、計画の約52.8%でございます。合計で計画は85万2,000トン、実績が約44万3,000トンで計画の約52%の利用率となってございます。

〇村椿敏章委員 内貿が増えたということです

○梅津義則港湾課長 内貿については、3年度は 麦と石灰石の移入量が多かったと、ごめんなさ い、すみません、麦は移出ですね、石灰石は移入 ですけれども、その取扱量が増えているという状 況でございます。

〇村椿敏章委員 わかりました。

それでは次に、土地の売却について伺います。

○梅津義則港湾課長 令和3年度の用地の売却実績ということでよろしいかと思いますが、現時点で今年度の売却実績はございません。

令和3年度の収入額といたしましては、以前契約した方の分割納入がありましたので、その分が約318万3,000円の収入となってございます。

〇村椿敏章委員 わかりました。売却はなかった ということですね。

次に、未売却地はどれぐらいあるのか伺います。

〇梅津義則港湾課長 未売却の土地でございますが、網走港における処分可能な土地の総面積は22万447平米でございまして、そのうち現在まで売却済みの土地の面積が10万2,380平米となっております。今後売却可能な土地の面積が11万8,067平米となっております。

〇村椿敏章委員 わかりました。

今の11万8,067平米が全て売れたら赤字は解消 されるのでしょうか。

〇梅津義則港湾課長 全ての土地売れた場合の赤字の解消見込みということでございますが、現在の売却単価が1平米当たり1万8,900円であります。仮に売却可能な11万8,067平米全てが売れた場合には約22億3,147万円となります。大面積特例の40%減額した単価で全て売れた場合でも約13億3,888万円になります。

令和3年度の決算の赤字見込額、これが令和4年度の繰上充用の金額となりますが、これが9億

7,927万7,000円でございます。大面積特例の40% を減額した単価で全て売れたとしても赤字の解消 が見込める状況と考えております。

○村椿敏章委員 ぎりぎりという感じですかね。 何とか全部売れれば黒字があるというふうに見させていただきます。

今後の土地の売却についての何か問合せなどは あるのでしょうか。

○梅津義則港湾課長 現時点で用地の売却について交渉しているですとか、そういったことはないのですけれども、来年度に向けて購入するという予定もそういったことも聞いておりませんが、今土地を貸している方の中でもしかしたら購入していただけるのではないかといった方も中にはいらっしゃいます。そういった方に向けて、新年度に向けて取り組んでまいりたいと思います。

また、令和5年度なのですけれども、再生可能 エネルギー、風力発電の会社でございますが、そ の企業に貸す予定があります。貸地の利用は安定 的にあるといった状況になってございます。

今後も積極的にPRに努めて、早期に累積赤字を解消できるように努力してまいりたいというふうに考えております。

〇村椿敏章委員 貸地料が少し増える予定があるということですね。再生可能エネルギーの事業者になると思うのですけれども、今後カーボンゼロを目指して、そういう事業の方々も多く入ってくるのではないのかなと思います。そういう可能性があるのではないかなとは私も思っております。

ただ、当初からこの計画そのものが大きくて、 当時、網走市長、安藤市長が100年後のことも考 えれば大丈夫だというふうに言っておりましたけ れども、そんな簡単なものではなくて、この状況 が続いていけば第2の能取漁港になりかねないと いうものであります。今のこの赤字は増えていか ないというのも今の金利がほとんどないからだと 思います。ぜひ今後の港湾の土地利用も模索して いただきたいと思いますが。

能取漁港のときに用途制限を緩和した、そこで 新たな土地の利用も生まれてきたわけですよね。 この網走港について、売却の問合せなどがある中 で用途制限で断るような、こういうものは建てら れなくて駄目なのですというような事例とかはあ りますか。

〇梅津義則港湾課長 港湾の敷地の中には、臨港

区分の条例で決められた用途区分がございますので、それに基づいて建設の許可等を出していくことになるわけですが、相談があった中で工業用地ですとか商業用地ですとか漁業区ですとか、様々な用途区がありますので、私の記憶の中で相談に来た中で建てられないから断ったといったようなケースはございませんし、できるだけ私どもとしても用地売却していきたいということがありますので、そこは相談に乗りながら対応していきたいというふうに考えております。

○村椿敏章委員 わかりました。そのように断った部分はないということで認識させていただきました。今後またさらに売却進むように、しっかり取り組んでいただけたらと思います。よろしくお願いします。

網走港湾については以上になります。

次に、下水道事業会計について伺います。

圧送管の二条化というのが今年も入っています。昨年度の予算、それから今年度、令和3年度の予算などでも卯原内方面や、また大曲、新町地区の圧送管を二条化して安定して下水道を流すようにしてきたと思いますが、この事業の進捗状況、どのような形になっているか伺います。

〇中村昭彦下水道課長 下水道の圧送管の二条化 についての御質問ですが、平成元年から実施をし ております。

圧送管の延長は約50キロ布設がありまして、そのうち、圧送管の幹線については23.46キロについて二条化を実施するもので計画をしているものでございます。

令和3年度までに、卯原内幹線、右岸幹線の一部の区間の延長につきまして3.26キロを布設を終えております。進捗状況については13.9%ほどと見ております。

〇村椿敏章委員 わかりました。

それで、今後の計画、見通しなどはどうなって いますか。

〇中村昭彦下水道課長 今後の計画といたしましては、大空町からの汚水を流す圧送管であります呼人幹線、延長5.36キロメートルを令和4年度から令和10年度を予定しております。令和4年度については、呼人市街から網走市沿いに延長0.8キロ、事業費8,300万円で圧送管を敷設する予定でございます。

○村椿敏章委員 令和10年度までの計画だという

ことで引き続き進めていただきたいと思います。

次に、下水道事業の電気使用量について若干確認させてほしいのですけれども、水道事業では水処理に当たって多くの電気を利用していると思います。これからカーボンゼロを目指すという部分ではこの多くの電気量をどう再生可能エネルギーに変えていくかというところが大事だと思います。そういう部分でいくと、来年度行う地域再生可能エネルギーの実行計画、今年は区域施策を策定するということです。そして、3年前ですか、メタンガスを使って発電するということも行っています。

そこで伺いますけれども、下水道事業において、電気使用量、全体で何キロワット使用しているのか伺います。そして、そのガス発電によって発電される電気は幾らで、またそのうち下水道事業のほうに充てられる電気量は幾らあるのか伺います。

〇中村昭彦下水道課長 下水道施設の年間の電力量としましては、370万キロワットを北電さんから買っております。消化ガス発電の現状としましては、年間62万キロワットの発電をしております。そのうち、53万キロワットを売電、残りの9万キロワットが施設、スラッジセンターへ供給されております。

○村椿敏章委員 370万キロワットのうちの62万キロワットが使われるようになったら大分違うというところなのでしょうけれども、そう簡単にはいかないと。53万キロワットについては北電に売電しているということですね。ぜひ今後も再生可能エネルギーに切り替えていける、そういう施策ぜひ検討していっていただきたいと思います。

下水道事業については、以上で終わります。次、水道事業について伺います。

導水管布設事業費です。昨年度よりも事業費が 多いです。工事延長が長くなるのかどうなのか、 来年度の事業について伺います。

〇木村篤史上水道課長 導水管の来年度の事業についてでございますけれども、平成31年度より継続で行っております導水管布設替の事業のほかに来年度につきましては、北海道による藻琴川河川改修工事が行われる予定でございまして、それに伴う移設工事の予算が計上されてございます。そのため、令和4年度のこの額となっております。

〇村椿敏章委員 わかりました。

それで、導水管の更新事業の進捗状況はどのようになっていますか。

○木村篤史上水道課長 導水管更新工事の進捗状況についてでございますが、水源地側であります 東藻琴側が順次更新を進めてまいりました。現時点での全体の更新計画延長約73キロメートルのうち、半分となる36.6キロメートルの更新を行っていたところでございます。

○村椿敏章委員 今後の見通しとしては、今稲富 地区のほうの更新をしていると思うのですけれど も、稲富地区のほうの更新の見通しというのです かね、そこについてお聞きします。

○木村篤史上水道課 稲富地区についての導水管 更新工事でございますけれども、稲富地区につき ましては平成31年度より継続で行ってきたところ でございますけれども、来年度、令和4年度の更 新工事をもって完了する予定でございます。切替 えについては令和5年度を予定しております。

〇村椿敏章委員 わかりました。今のところ導水 管の更新は約半分進んでいるということですね。 引き続き、お願いしたいと思います。

また、導水管の点検、毎年行っていると思うのですが、点検した結果、何か問題とかそういう点がないかどうか伺います。

○木村篤史上水道課長 導水管の点検でございますけれども、導水管の点検は平成21年2月の大規模断水以降毎年定期的に行ってきているものでございます。

点検の内容としましては、毎年春と秋2回、貯水場から水源地までの導水管について、主に露出している箇所を中心に埋設状況の確認、そして、仕切弁や空気弁などの設備に異常がないか点検しているところでございます。今年、点検を行ったところで、多少雨によって沢の流れが変わっているところもございましたけれども、特段導水管についての異常は見受けられないところでございます。

〇村椿敏章委員 点検を続けて、今後もあのとき の断水のような形にならないように、ぜひしっか り管理していただきたいと思います。

次に、管理事業についてなのですが、去年も歩 道内などで漏水があったりして、車からも工事 やっているのだなというのが見受けられる部分も あったのですけれども、漏水件数、どのような漏 水があったのか伺います。 〇木村篤史上水道課長 漏水の状況でございますけれども、直近3か年の漏水状況の件数としまして、平成30年度に104件、平成31年度に117件、令和2年度に110件となっております。平均いたしますと、年間110件程度の漏水修繕を行ってきているところでございます。その地域の半数程度はメーター機手前にございます止水栓からの漏水でございます。それ以外の漏水箇所で申しますと、近年は配水管から給水管を取り出している箇所での漏水が多くなっているのが傾向でございます。

〇村椿敏章委員 わかりました。

大きな漏水というのがあまりないという状況、 ただ管からの取り出したところの漏水、これもかなり量も多く出るのではないかと思うのですけれ ども、引き続きしっかり見ていっていただきたい と思います。

そこで、この漏水の修繕をする業者さんですね、今人材がどんどん減っているのかなと私は心配しているのですけれども、修繕業者の技術者の人数などの動向などわかりましたら伺います。

○木村篤史上水道課長 漏水修繕を行う業者さんの状況についてでございますけれども、先ほど止水栓漏水が多いというお話をしましたけれども、止水栓漏水など給水管における比較的微量な漏水修繕につきましては、市内の設備業者のほとんどが対応できる状況でございます。一方、給水管の取り出し箇所の漏水対応ができる業者さんにつきましては、限られてる状況でございます。最近の技能者の動向というところで、具体的な数字はちょっと今は持ち合わせていませんけれども、やはり10年前から比べると、設備業者さんの技能者というのは減ってきているというのが実態でございます。

○村椿敏章委員 本当、技術者をしっかり育てていかないと、漏水も本当に止められなくなってしまうという状況になっていくので、非常に心配をしているところなのですけれども、今年の商工のほうで建築関係の技術者を育てる補助なども始めているのですよね。そういうところも設備業者さんですか、または配水管の漏水を直す業者さん、そういうところにも対応できるようにしていけたらなと思うのですけれども、ぜひそんなことを模索していただきたいのですがいかがでしょうか。

〇木村篤史上水道課長 今後の技能者の育成につ

いてでございますけれども、先ほど委員がおっしゃった今現在商工労働課で実施しております若者技能者人材育成・地元定着支援事業、こういったものも支援可能と認識しておりますので、こういった制度を多くの地元設備業者さんに活用していただけるように積極的に周知してまいりたいと思っております。

○村椿敏章委員 わかりました。ぜひよろしくお願いします。

私の質問を終わります。

○立崎聡-委員長 ここで、暫時休憩いたします。

再開は11時5分。

午前10時55分 休憩

午前11時05分 再開

○立崎聡一委員長 再開いたします。

次、金兵委員。

○金兵智則委員 それでは、介護保険特別会計で 2点お伺いさせていただきたいと思います。

まず、施設介護サービス給付費についてお伺いします。

今定例会で減額補正が行われていたこの事業ですけれども、そのときの説明で、介護老人保健施設の入所状況にかなりの空きがあったという御説明を頂いていたと思います。これまでそのような状況というのがあまり見受けられなかったのではないかなというふうに記憶していたのですけれども、なぜそのような状況になったのかお伺いしたいというふうに思います。

○野呂俊広介護福祉課長 施設介護給付費の関係 でございますけれども、令和3年度の施設介護給 付費の減額補正の要因でありますが、改めて御説 明申し上げます。

社会医療法人が運営する老人保健施設につきましては、定員69床となっておりますが、網走市分の利用が月平均で25床程度となっていること、また、令和2年8月以降、医療法人社団が運営している介護医療院につきましては、定員35床の利用を見込んでおりましたが、網走市分の利用が月平均で30床程度になったことから減額補正をしたものでございます。

要因といたしましては、老人保健施設におきま しては法人の方針で一部ユニットが休止をしてい ること、また両施設の共通といたしまして、網走 市以外の利用も可能なことからその影響などもあると考えております。

○金兵智則委員 いろいろな施設のほうの判断も あったということの御説明だったと思います。

では、それらを踏まえて来年度の予算というのはどのように組まれたのかお伺いします。

○野呂俊広介護福祉課長 令和4年度の予算につきましては、先ほど申し上げた実績を反映させたものとなっておりますが、御承知のとおり、介護職の給与引上げを行うため、2月から9月までは国費において、それから令和4年10月以降については介護報酬に引き継ぐため、この分の増額分を計上しております。

〇金兵智則委員 理解をさせていただきます。実績に応じてということなので減額が大きかったのかなというふうに思います。

続きまして、成年後見制度利用支援事業についてお伺いします。

この事業ですけれども、これまで少しずつであるが予算が増額をしてきた事業というふうに僕自身認識をしていますけれども、来年度は今年度と同額の計上となっている状況なのですけれども、まず予算の算出根拠についてお伺いします。

〇野呂俊広介護福祉課長 予算の算出根拠についてでございますけれども、まずこの事業については市長による市長申立ての申立費用ですとか、後見人等への報酬の費用を予算計上しているものでございます。

実績から申し上げますと、平成30年110万円程度であったものが令和2年、令和3年と報酬の助成費が200万円程度というふうになっておりまして、予算としては300万円程度見込んでおりますけれども、必要な方に支援が行き届くことができますように多めに予算を計上しているものでございます。

○金兵智則委員 わかりました。

制度の利用状況というのも含めている、でもちょっと多めだなというふうに、多めなのは皆さんに行き渡るようにということなのですけれども、成年後見人制度の利用状況の推移、もう一度お伺いしようかなと思います。

〇野呂俊広介護福祉課長 報酬助成の利用状況の 推移でございますけれども、過去4年から遡りま すと、平成30年につきましては、助成件数7件で 報酬助成額が110万2,438円となっております。平 成31年につきましては、12件で報酬額183万4,638 円となっております。令和2年度につきましては、11件の件数で報酬助成額につきましては219万2,500円となっております。令和3年度見込みとなりますけれども、11件で200万5,429円の見込みとなっております。

○金兵智則委員 ここ最近はちょっと横ばい傾向 ですけれども、やっぱり増えてきているというよ うな感じもしなくもないなというふうに思いま す。

成年後見人ですけれども、主に弁護士さんや社会福祉士さんなどの専門職が担うということになっておりますけれども、利用件数増が見込まれることもあるので、専門職後見人が不足してしまうという可能性を考えて市民後見人の養成というものが必要になってくるのだと思います。

網走市としては社会福祉協議会にお願いをして、養成研修というのを行っているというふうに 理解をしていますけれども、受講者数の推移な ど、状況についてお伺いいたします。

○野呂俊広介護福祉課長 市民後見養成講座の実施状況でございますけれども、この養成講座につきましては3年に1回の開催となっております。この理由につきましては、講師が複数必要であるということですとか、家庭裁判所の見学、それから高齢者施設の実習などがありまして、約50時間の時間を要する研修となっており、3年に1回の開催となっております。

前回平成29年に開催したときには受講者数17人おられました。令和2年度におきましては20人の受講実績がありまして、現在35人の登録がありまして、実際に市民後見人として活動されている件数につきましては16件となっております。

〇金兵智則委員 わかりました。

3年に1回ということですけれども、そうしたら網走市としては今まで過去2回研修会が行われて、37人の方、合計ですけれども37人の方が受講されて35人が登録ということですので、2名の方が終了しなかったのかなというふうに思います。結構2か月ぐらいですかね、3か月ぐらいですかね、毎週毎週授業というか研修があるので全員が全員というわけではないのかなというふうに思いますけれども、この結果を踏まえて、修了者と言えばいいのか、登録者と言えばいいのか、数的には足りていると思いますか。

○野呂俊広介護福祉課長 現在登録人数が35人ということで、市民後見が必要な方に対しては人数的には足りていると考えてはおりますが、登録している人の幅広い若年層の方、あるいは男性、女性とか、あるいは年を重ねている方という方が必要ですし、後見人になるためにはやはり高い倫理観ですとか、そういうところも求められますので、いろいろな方を登録していただきたいという意味では、増加していただきたいと考えているところでございます。

○金兵智則委員 今現在35人では足りているとは 思うけれども、バランスを考えるともう少し多く の方に登録をしてもらいたいという答弁だったの かなというふうに思いますけれども、次はまた令 和5年度ということになると思いますので、その とき研修を受けてもらわなければ始まらないので すけれども、周知といっていいのかどうかわから ないですけれども、何かお考えがあればお伺いし たいと思います。

〇野呂俊広介護福祉課長 周知につきましては、 新聞の折り込みのチラシ、折り込みで周知をさせ ていただいているほか、もちろん市のホームペー ジですとか、社会福祉協議会でポスターの掲示を いろいろな目に触れる機会が多いような形で周知 をさせていただいているところでございます。

○金兵智則委員 これちなみになのですけれども、大体ちょっといつのかな、前回の募集チラシを見せてもらったのですけれども、10月に事前説明会があって、11月から一番最後12月19日、2年前なのですけれども、これやっぱりこの辺の時期ではないと開催はできないのですかね。年末前に向けて、年末ですよね、この近辺にやらなければいけないものなのですかね。何か忙しい時期に向けて研修をしていくというのはどうなのだろうとちょっと考えたのですけれども、その辺はこの時期ではないといけない理由とかは何かあるのですかね。

○野呂俊広介護福祉課長 年末の時期であるという必要はないと思いますので、今後開催時期などにつきましてもいろいろな調整をしなければならない講師の方ですとか、施設見学の関係もありますので、そういった点を総合的に見ながら開催時期については検討していきたいと考えております。

○金兵智則委員 いろいろ大変だとは思いますけ

れども、よろしくお願いをいたします。

この成年後見制度の利用に要する費用の助成について確認をするために、網走市のホームページで成年後見制度の実施要綱等をちょっと探し切れなかったのですけれども、僕はちょっと探し切れなかったのですよね。他市ではホームページ上で公開しているところも多くありまして、近郊でいけばお隣の北見市さんなども北見市成年後見制度利用支援事業実施要綱というのが整備されてホームページ上で強認することができました。もちろん網走市も要綱はあるというふうに思うのですけれどもどうでしょうか。

〇野呂俊広介護福祉課長 ホームページで公表されていると考えておりますけれども、ちょっと状況を把握したいと考えております。もししてなければしていきたいと思います。

〇金兵智則委員 僕もちょっと頑張ってはみたのですけれども見つけられなかったものですから、 御確認していただければというふうに思います。

ちょっと伺ったところによると、北見市では要綱の中に「市長は前項の規定により、後見人等の報酬を助成することができる対象者が死亡したときはその者の後見人に対し報酬を助成することができる」というふうにありました。私自身も確認したのですけれども、一方で網走市の要綱にはこちらの記載がないというふうにおっしゃったのですよね。ちょっとホームページ上で確認は取れなかったので、実際のところどうなっているのかお伺いしたいというふうに思います。

○野呂俊広介護福祉課長 網走市の現在の要綱上ですと、そのまま要綱上の条文も読み上げますと、「市内に住所を有する要支援者で意思能力に乏しく日常生活を営むのに支障があると認められる者」となっておりまして、具体的には認知症等により判断能力が不十分な高齢者ということで、この報酬助成の当初の目的が、制度の趣旨がきるためにといった制度で、趣旨で始まったものでございまして、要支援者が報酬を受け取って要支援者から後見人に報酬を手渡すというか支払うといった、こんな制度になっております。

現行上の規定上では、網走市においては被後見

人が亡くなった場合については、後見人の方に助 成ができないという要綱の規定になっておりま す。

○金兵智則委員 簡単にいうと、要綱上、死亡したときの規定はされていないという答弁だったのかというふうに思います。

北見市で近隣の市町村でもやられています。ここはぜひ要綱として定めていただきたいという声もちょっと伺っているものですから、ぜひとも網走市でも同様の規定をしていただきたいというふうに考えますけれども、見解を伺います。

〇野呂俊広介護福祉課長 これまでにも、全国的な事例といたしまして、要支援者死亡後に残余財産がない場合ですとか、残余財産があっても相続人との間で問題が生じまして後見人が報酬を受け取ることができないということがあったというふうには認識をしております。

平成27年以前には、民法上要支援者の死亡時点で後見人の法定代理権の権限を喪失するという内容でございましたけれども、28年の民法改正によりまして、要支援者の死亡後においても後見人が一定の範囲で事務を行うことができるようになったという改正がございました。これで後見人が報酬を受け取ることができないという問題がさらに顕在化してきたというふうに考えております。

このような状況を踏まえまして、新年度から被後見人死亡後において残余財産が報酬額に不足する場合においては、後見人の不利益とならないように助成を受けられるよう、現在準備を進めているところでございます。

○金兵智則委員 わかりました。来年度、令和4年度から新たに規定はされるという答弁を頂いたというふうに思いますので、併せてホームページだけ確認をして、皆さんが見られるような状況をつくっていただきたいというふうに思います。以上です。

〇立崎聡一委員長 次、永本委員。

〇永本浩子委員 それでは、先ほど村椿委員のほうからもいろいろ質問がありましたけれども、網走港の整備特別会計についてお伺いいたします。

ちょっと基本的なことの確認なのですけれども、179ページ、歳入として土地売払収入9億5,622万9,000円というものが計上されておりますけれども、これは網走港の未売却の土地が全て売れたとしたら入ってくるという収入見込みという

ことでよろしかったでしょうか。

〇梅津義則港湾課長 歳入の財産売払収入についてでございますが、こちらは網走港の売却可能な用地が売れた場合の金額を想定しているところでございますが、こちら全て売れた場合ということではございませんで、繰上充用金の金額をその補塡する金額ということで計上をさせていただいております。

○永本浩子委員 繰上充用金としての金額ということで、そうしますと、令和2年度の決算のときは実質収支がマイナス10億1,748万3,000円だったと思いますけれども、先ほどお話のあった漁業関係の方、5年分割で1,595万円の土地のお支払いというのがあったかと思いますけれども、この収入と貸地料と様々な収入の分を、それが収入としてあったのでその分が引かれて9億円という金額になっているということになるのでしょうか。

○梅津義則港湾課長 こちらの金額については、 分割で払っていただいている漁業者の方の5か年 の返済分はありますけれども、そのほかについて はそのほかの用地が売れた場合の金額を想定して 計上しているのですが、その分の金額というのが 繰上充用金の金額に見合った金額を想定して計上 しているということでございます。

〇永本浩子委員 そうしますと、5年分割で買っていただいて納めていただいていた漁業関係の方の売れた分なのですけれども、いつまで売払収入というのは入るようになるのでしょうか。

○梅津義則港湾課長 令和2年度から5か年の分割となっていますので、令和6年度までということになります。

○永本浩子委員 令和6年度までということで、網走港に関してはなかなか土地の売却というのが難しい状況が続いていて、やはり土地を貸したりとか使っていただくという形の収入というところが大きくなってきているのかなと思いますけれども、もし令和4年度も売却が1件もなかったとしても、それでも用地使用料とか上屋の使用料、給水施設使用料、貸地料とお金が入るということで、使われる港湾施設管理費とか用地造成事業費等を引いた額というのが少しずつ借金の返済のほうに回されていくということでよろしかったですか。

〇梅津義則港湾課長 先ほど村椿委員のときにお 示しをしました金額、繰上充用金が9億7,927万 円でございますが、現在のところ網走港におきましては単年度でいいますと、今、委員がおっしゃいました用地の使用料ですとか貸地料その他で単年度ですけれども、ここ何年かを平均しましても約5,000万円ぐらいの単年度の黒字はございます。

ですから、このペースで歳入が入ってくると想定をいたしますと、赤字の解消には20年はかかってしまうのですけれども、大きな管理コストだとかそういったのが発生しない限りは順調に返していけるのだというふうには思っております。

○永本浩子委員 なかなか土地を売るということ が難しい状況がここ数年続いている中ですけれど も、何とかこの土地を使っていただいたりすると いうところから、借金返済が可能、先が少し見え ているというか、そういったところはちょっと ほっとするところなのではありますけれども、先 ほど売却予定というのはまだ問合せ等もないということでしたけれども、風力発電に貸す予定があるというお話がありました。これはどれぐらいの 広さを貸す予定になるのでしょうか。

○梅津義則港湾課長 今、相手方のほうからお話があったのは2万5,000平米ということになってございます。2万5,000平米です。

〇永本浩子委員 2万5,000平米ということで、 そうすると風力発電に貸す2万5,000平米を除く と未売却地もその分が減るということになるわけ だと思いますけれども、今網走港で一番土地を借 りてくれているのはやはり石炭になるのでしょう

○梅津義則港湾課長 まず借りてくれるということでありまして、それは単年度、運用上お貸しするというだけであって売却するわけではございませんので、未売却用地が減るということではないというのがまず1点でございます。

あと、今広く借りていただいているのはやはり 石炭、そうですね、製糖工場の石炭で借りていた だいているのが広く使っていただいております。

○永本浩子委員 昨年の決算のときもちょっとこの話題が出まして、大体そのときは4,000万円ぐらいというお話だったかと思うのですけれども、本当にカーボンニュートラルということで石炭をいつまで使うのかという、そういったところで市にとっても収入としては少し響いてくる部分があるのではないかなと心配するところなのですけれ

ども、その辺のところはどのように捉えてらっしゃるのでしょうか。

○梅津義則港湾課長 今、委員のほうからもお話ありましたとおり、国のほうがカーボンニュートラルポートということで進めておりまして、CO₂の削減というようなこともございまして、そういった方向に進めているという状況もありまして、昨年石炭の蔵置場として利用していただいている製糖工場3社を訪問して、ポートセールスなどを行ってきております。

そのときに、石炭の輸入に係る今後の見通しですとか利用の見通しなどをお伺いしまして、ヒアリングを行いまして、今後の貸地の利用を確認してきております。

ボイラーとかについてはまだ更新して間もないような事業者もありまして、今後10年から20年は間違いなく使用するのだというようなこと。あと、その中の1社には十勝地方にある工場などを閉鎖した製糖工場もありまして、その分のてん菜といますかビートが北見の製糖工場ですとか系列会社の芽室の製糖工場に回っているというようなこともあって、そうなると北見の製糖工場で使っていただいているのが網走の港の石炭ということになりますので、網走の港で使う石炭が減るようなことはないよというのはまず確認をしてきております。

カーボンニュートラルのことも併せて、そのとき確認をさせていただいていますが、やはり製糖工場としては石油ですとかそういうのとも比べても熱量も全然石炭は高い高出力の燃料であるということで、これに代わるものは今のところ見いだせていないというのが現状のようでして、そういった現段階でそれに代わるものはイメージできないというようなお話で伺っておりますので、ここしばらくは今の用地使用は続けていただけるものというふうに思っております。

〇永本浩子委員 現実は本当に製糖工場のほうも大変なのだと思いますし、石炭でやってきたものを急に変えるというのもなかなか次のものも今のところは出ていないという状況だと思いますので、そういった形でまた連携を取っていただきながら、確認しながら前に進めていただきたいと思います。

また一方で、風力発電のほうの問合せがあって、令和4年は風力発電のほうが使っていただけ

そうだということで、同じくカーボンニュートラルに関係しますけれども、方向性としてはそういった再生エネルギーのほうにちょっと積極的に誘致をしていくということも考えられるのではないかと思いますけれども、その点はいかがでしょうか。

○梅津義則港湾課長 再生可能エネルギーの会社 が利用いただくのは本当に広い面積を利用いただ けます。羽根とかもすごく大きな羽根ですし、や はりそれを時期的なものですけれども、網走の港 から揚げて実際組み立てるまでに置いておくとい うか保管しておくといったようなことになります ので、期間にしても半年近く置いていただけるこ とになりますので、本当にありがたいなというふ うに思っております。

今後そういった情報がありましたら、積極的に ポートセールスを行ってまいりたいというふうに 考えております。

○永本浩子委員 またそういった話がぜひ来るといいなと思うところですけれども、2万5,000平米という話でしたけれども、2万5,000平米だと貸地料というのはどれぐらいになるのですか。

○梅津義則港湾課長 すみません。ちょっと今手元に正確な数字は持ってないのですけれども、2万5,000平米ですけれども、月数によって変わりますし、置いている物の面積、常に2万5,000平米使っているわけではなくて、例えば1か所の何万平米、1万平米は何月から何月までとかというような形になりますので、なかなか2万5,000平米だから幾らというふうには出せないのですけれども、そのとき計算した金額では約1,000万円ということで私どもは捉えておりました。

〇永本浩子委員 了解いたしました。

それでは次に、能取漁港の整備特別会計のほう をお伺いしたいと思います。

こちらも先ほど村椿委員のほうからいろいろ質問があったところですけれども、先ほど令和4年として問合せはあるということでちょっとうれしい答弁があったのですけれども、具体的にはどういったところからの問合せが来ていらっしゃるのでしょうか。

○渡部貴聴水産漁港課長 令和4年というか、問合せはもう少し前令和2年ぐらいからなのですけれども、現在来ていますのが、発電事業者、ソーラーになっています。ただし、先ほども御答弁差

し上げましたように、現段階ではまだ土地の空き 状況などを聞かれている段階であって、売却には まだ結びついている状況ではございません。

○永本浩子委員 なかなか決まるまでそんなすぐに簡単にいくものではないかなとは思いますけれども、本当に先ほどから言っておりますけれども、2050年カーボンニュートラルということで、再生可能エネルギーに力が入ってくるとまたメガソーラーとしての売却も少し見えてくるのではないかなと思いますけれども、その点はどのようにお考えでしょうか。

○渡部貴聴水産漁港課長 ソーラー事業につきま しては、今議員お話のありましたように、国の方 針によって再生可能エネルギーが再度注目されて いるような状況でございまして、原課としまして も問合せが増えているというような認識は持って ございます。しかしながら一方で、ソーラー事業 者の方、できるだけ広い用地をやはり求めてござ いますけれども、先ほどもお話ししましたよう に、能取漁港工業団地、今約5.4~クタールと売 却地が少ないものですからそのあたりも、それと あと5.4~クタールの土地が全て飛び地になって ございまして、一番広いところでも1ヘクタール になってございます。ただし、そのあたりは発電 事業者さんのほうでいろいろと工夫をすることも 考えられますので、引き続き、情報収集それから 間合せがありましたら、きちんと対応させていた だいて、できるだけ土地の売却には努めてまいり たいというふうに考えてございます。

○永本浩子委員 ここまで頑張って売却してきてくださって、残っている土地が今度は少ないということでなかなか難しい課題も見えてきているというところかと思いますけれども、現実に本当に平成10年のときには約57億円あった借金がでったということになって1億円を切って1億円台になったと思いますけれども、ここまで持ってこれたということで、以前も申し上げておりますけれども、そろそろ特別会計を締める時期というのも検討ができるのではないかと思っております。何か1億円を切ったらとか、これぐらいになったらとか、そういった方向性とか目安とかは持っていらっしゃるのでしょうか。

○渡部貴聴水産漁港課長 会計の閉鎖についてで

ございますけれども、特に借金が幾らを切ったらというものはないのですが、令和元年度から庁内におきまして関係部署、これ企画総務部、市民生活部、水道部、あと当部になるのですけれども、こちらのほうで、特別会計の閉鎖に向けまして庁内会議というものを実施しておりまして、会計の収入状況等の情報共有を行うとともに、閉鎖に向けた課題の抽出及び検討等を開始している状況でございます。

○永本浩子委員 あれだけあった借金がもうあと 一歩というところまで来ていますので、ぜひよい 方向で特別会計も締められるようにと思っており ます。

続きまして、219ページの介護支援ボランティアポイント事業についてお伺いいたします。

予算額175万9,000円ということで、昨年の281万3,000円より予算額としては減額になっているのですけれども、事業としては拡充になっているということで、この理由はどういったところにあるのでしょうか。

〇野呂俊広介護福祉課長 まず予算が減少した理由についてでございますけれども、ボランティア活動に応じて交付されるボランティア応援券の使用率を過去の実績を踏まえて減額したものでございます。

昨年の実績を見ますと、実際に交付したボランティア応援券の額面額については約100万円程度ございますが、券を交付をしても実際に使用しなければ予算からの支出にならないということもあって、恐らく券をお手元にためて後から使うといったことだと思いますけれども、こういった2年間の支出額を精査して予算計上したものでございます。

それから、拡充とさせていただきました理由についてでございますけれども、昨年ボランティア活動の課題の把握のためにアンケート調査を実施した中で、ボランティア活動に関して若年層の参加を希望するといった声が多くあったことを踏まえて、関係機関と協議して対象年齢を現行の40歳から18歳以上に引き下げたものによるものでございます。

今後こうした取組によりまして、若い世代の方 にボランティア活動に関心や興味を持っていただ き、世代間交流ですとか、それによる活動の活性 化、後継の育成につなげていきたいと考えており ます。

〇永本浩子委員 皆さんの声の中からそういう若年層の参加ということで、網走は桂陽高校にしても南ヶ丘高校にしてもボランティア部、本当に頑張ってくれていまして、今回は高校生は除くということではありますけれども、若いときからこういった活動に参加していただけるということは大変歓迎できることになるかと思います。

狙いとしてはそういった若いときから参加していただいて、介護のほうにも貢献していただくということでよろしかったでしょうか。

〇野呂俊広介護福祉課長 やはりアンケート調査で課題を抽出したときに、ボランティアの高齢化ですとか後継育成とかといった課題と、あと受入れ側のほうとしてはマッチングといった課題がありましたので、こういった課題をボランティアを行っている社会福祉協議会のほうに、この課題を申し上げて集計結果を伝えて、今後課題の整理を図っていくように依頼したところでございます。

〇永本浩子委員 了解いたしました。

それでは、ちょっとこのボランティア制度が始まってからのボランティアの登録人数を男女別で 年代別ということで教えていただければと思います。

○野呂俊広介護福祉課長 現在の登録数は470人となっております。まず年代別から申し上げますと、40代11人、50代17人、60代75人、70代221人、80代137人、90代9人と、約78%以上で70歳代以上というふうになっております。

次に、男女別でございますけれども、40代では11名中3人が男性、8人が女性となっております。50代では17人中1人が男性、16人が女性となっています。60代では75人中17名が男性、58名が女性となっています。70代については221人中37人が男性で184人が女性となっています。80代では137人中41人が男性で96人が女性となっています。90代では9人中3人が男性で6人が女性となっておりまして、これで見ると総体で78%の方が女性という割合になっております。

〇永本浩子委員 ちょっと具体的な数を聞いて、本当に高齢化しているのだなということを改めて実感させていただきました。やはり若い世代への世代交代というのが非常に重要な課題なのだなということを実感いたしました。また、やはり男性の方、40代、50代、60代ぐらいまではやっぱり働

いていらっしゃる方が多いと思うので、人数的には少なくてもしようがないのかなと思いますけれども、70代、80代、90代というところでももう少し男性の方も増えていただければという、視察に行った先でも男性のボランティアの参加を狙って、ちょっと車の運転を頼んだりとか、そういったところに工夫をしているところ等もありましたので、またいろいろとそういったところも考えていっていただければと思います。

また次に、あまり使われていないということで したけれども、応援券の交付の数と使い道という のはどのようになっているのでしょうか。

○野呂俊広介護福祉課長 令和3年度の見込みで 申し上げます。額面交付額が90万円程度で、現在 利用については70万円程度の見込みとなっており ます。

それで、利用の状況でございますけれども、ほかの事業で実施しております高齢者生活総合支援事業の利用範囲と同様となっておりまして、現在のところバス・タクシー券などの乗車料が約71%程度、それ以外の施設利用料ですとか日帰り入浴ですとか、各施設の入館料、拝観施設の入館料などについては28%程度の状況となっております。

○永本浩子委員 やはりバス・タクシーが総合支援事業と同じで、傾向性としてはやはりそういったところに使われているのだなということがわかりました。

介護支援ボランティア制度なのですけれども、 この2年、約2年コロナというところでいろいろ な影響は出ていたのではないかなと思いますけれ ども、その点はいかがでしょうか。

○野呂俊広介護福祉課長 コロナによります活動 実績の状況でございますけれども、コロナの影響 については本年度におきましても市内の感染状況 ですとか、重点措置期間などの影響によりまし て、活動の自粛は多くあったところでございま す。この事業、平成31年の途中から開始した事業 ですので、単純な比較はなかなか難しいですけれ ども、介護施設の受入れ事業数については当初10 施設のほうで受け入れていただいている状況でご ざいましたけれども、現在5施設まで減少してい る状況になっております。

〇永本浩子委員 そうですね。やはり介護施設の 方たちは感染拡大ということでできるだけ外から の人が入るのを御家族でさえも面会できないよう な状況だったわけなので、よくわかります。

何とか令和4年度、私も収束をして日常を取り 戻せるといいなと思っているところですけれど も、今後ウィズコロナ、アフターコロナの時代の ボランティアの在り方というか取組方というのは どのようにお考えでしょうか。

○野呂俊広介護福祉課長 今後につきましては、 新しい生活様式を取り入れながら安心して活動を 行っていただけますように留意点などを随時情報 提供していくほか、受入れ施設ですとか介護予防 の事業者との連携によりまして、自主的な活動が 継続されるよう引き続き支援をしていきたいと考 えております。

〇永本浩子委員 またいろいろと状況も見、連携 も取りながらというところでやっていっていただ ければと思います。

また、先ほどもお話ししましたけれども、ボランティアによって元気な高齢者を増やすだけではなく、当市としては高齢化しているボランティアの世代交代ということも大きな目的ということで、当初40歳からのスタートで今回18歳以上ということになったわけなのですけれども、まだまだちょっとコロナがあったのでなかなか難しいところとは思いますけれども、その効果は少し見られているのか、また今後はその点についてはどのように取り組んでいこうと思っていらっしゃるのかお伺いしたいと思います。

○野呂俊広介護福祉課長 今後の方向性といった ところでございますけれども、アンケート集約、 先ほども申し上げましたけれども、やはり課題と しては後継の育成だとか高齢化だとかということ で、今回この拡充したことによって、そういった 部分はちょっと様子を見ていきたいなと考えてお ります。

それから、先ほど申し上げましたように、受入れ側のアンケート調査の意見としましては、ボランティアの受入れニーズはありますけれども、施設としての受入れ体制ですとか、ルールづくりが課題となっているというところがございました。せっかくボランティアに参加しても、参加した方がそこで得られる満足感ですとか達成感がなければ次の活動につながっていかないというふうに考えておりますので、そういった点も今後社会福祉協議会と連携を図りながら強化してまいりたいと考えております。

〇永本浩子委員 了解いたしました。

ぜひまた若い世代の方たちも、高齢者の方も若い人たちが来てくれて一緒にいろいろなことができると、受け入れるほうも喜んでいただけるかなと思いますので、コロナの時代をいろいろとおもんぱかりながらではありますけれども、ぜひよい方向に行くように期待したいと思います。

私からの質問は以上で終わらせていただきます。

○立崎聡一委員長 ここで、昼食のため休憩いた します。

再開は、午後1時といたします。

午前11時53分 休憩

午後1時00分 再開

○立崎聡一委員長 休憩前に引き続き、再開いた します。

次の質問者、どうぞ。

近藤委員。

○近藤憲治委員 それでは、私からも伺わせていただきます。

まず高齢者ふれあい支援事業、介護保険特会の中でお伺いをいたします。

こちらにつきましては、高齢者ふれあいの家の 運営事業の予算だというふうに認識しております し、そこにある狙いや事業の内容等は理解をさせ ていただいておりますが、これは度々議会でも議 論になるもともとお年を召された皆さん向けの事 業ですから、参加されている方々も時代とともに 高齢化をし、そしてまたボランティアとしてお越 しいただいている皆さんも高齢化をしていると、 こういう状況があります。そこに対して様々な知 恵を絞りながらこれまでも事業を推進されてきた かと思いますし、また新年度も取り組んでいかれ るかと思います。人材の流動性をどう高めていく のか、ボランティアの幅をどう広げていくのか、 またあわせて私もふれあいの家幾つか現場を見さ せていただきながら感じているのは、コンテンツ ですね、実際に日々ふれあいの家を定期的に開い ておられる方たちがお年寄りの健康づくりですと か認知症予防ですとか交通安全教室とか様々なこ とをされていますけれども、長い期間やっておら れると大体やったことがあるメニューになってき ているというお話も伺うようになっています。

そういう点では、人材の流動性も必要ですし、

併せてコンテンツをさらに幅を広げていくような 取組が新年度必要だというふうに考えております けれども、どのような考え方で令和4年度進めて いくのかお伺いをいたします。

○野呂俊広介護福祉課長 ボランティアの高齢 化、それから後継育成という問題でございますけれども、先ほど午前中でもボランティア活動と共通した課題だというふうに考えておりまして、ふれあいの家も事業創設から20年以上たちまして、同じようなボランティア活動している方の高齢化というのは顕著になっております。

それで、今後の取組といたしましては、やはり 活性化に向けた取組が必要であると考えておりま すし、新しい方が入ってくることによって、活性 化が図られるのではないかというふうに考えておりまして、令和4年度の取組としては、先般御説 明しましたけれども、介護フェアの中で広く一般 市民の方に来ていただく中で、ボランティア活動 の一般市民に対する周知ですとか、そういった周 知を図っていきたいというふうに考えておりま す。これはまだ介護フェアの中でやるのか、敬老 会の中でやるのかわかりませんけれども、活動を 目に見えるような形で周知していくことが大切だ というふうに考えております。

それと、コンテンツ、内容の関係でございます けれども、本年DXの取組としましてスマホ教室 を開催したところでございます。いろいろなふれ あいの家に行きますと、それぞれいろいろな体操 をやったり、独自の取組やったり、いろいろなこ とをやっておりますけれども、委員の御指摘のと おりにマンネリ化というか、同じような内容とい うのは否めないかなというふうに考えておりま す。スマホ教室も慣れ親しんでいただくという形 で開催していただきまして、内容については触る ようなことはしていただかなかったのですけれど も、今後の取組として例えばAIスピーカーを 使って家電の操作をしてみるとか、そういった、 何というのでしょう、日常生活上で便利になって いくのだという取組、興味を持っていただくよう なことも今後考えているところでございます。

〇近藤憲治委員 コンテンツの充実についても今いろいろと御答弁いただきました。

私も現場を見させていただいてもう一つ感じているのは、それぞれの地域にふれあいの家があって、それぞれの近隣の方たちが集まって実施をさ

れているケースが多いのですけれども、一方で、 どこに住んでいてどこのふれあいの家に参加して もいいという前提がありますので、様々なふれあ いの家を行き来されている方もいらっしゃるとい うふうに理解しています。

そういう様子を眺めていて今後やれるといいなと思っているのが、ふれあいの家同士が交流をしていけるといいなというふうに思っています。例えばふれあいの家の中のメニューで麻雀ですとか、あとはパラスポーツのボッチャですとか取りして、私もお手伝いとかしたりもするのですけれども、やはり同じメンバーでやっているとだんだん、何といいますかね、うまいうまくないというのは 定化してきますので、ふれあいの家同士の地域を越えて交流ができるような仕掛けも誘導していってあげるといいかなというふうに考えていますけれども、そのふれあいの家同士の連携だとか交流だとかについての認識を併せてお伺いしたいと思います。

〇野呂俊広介護福祉課長 ふれあいの家同士の交流といった場でございますけれども、機会でございますけれども、代会でございますけれども、いろいろな活性化の方法について考えていく中で、そういったことも考えてはおりました。ただ、移動や何かの関係もございますから、そういった課題もあるかなというふうに考えております。

委員御指摘のとおり、例えば町内会ですとかボランティア活動ですとかふれあいの家も含めて、同じような方が同じメンツでというところがあると思いますので、今後そういう交流の機会ですとか、そういったことについては検討していきたいと考えております。

○近藤憲治委員 そこは考え方を共にさせていた だきました。

続きまして、介護支援ボランティアポイント事業についてお伺いいたします。

こちらは前段で永本委員が質疑をされまして、 内容やあらあらの現状等については理解をさせて いただきました。これも事業の大目的としてはボ ランティアに携わっていただく、参加をしていた だく市民を増やしていきたいというのが最大の目 的だと思いますが、現状の先ほど示された人数と いうのが市がもともとこの事業を設置した際にイ メージしていた規模からすると多いのか少ないの か、大体見立てどおりなのか、どれくらいのボ リューム感で捉えているのかということと、最終 的にはどこを目指していきたいのかというのを改 めて伺いたいと思います。

○野呂俊広介護福祉課長 この事業の当初の目的 でございますけれども、ボランティア活動を通じ て社会参加、地域貢献といった役割を持つことで 高齢者御自身の介護予防、健康づくりを図るとと もに、ささやかな楽しみを持ちながらボランティ ア活動を育成、支援するため、このボランティア 応援券を発行をしているものでございます。ボラ ンティアを始めるきっかけですとか、そういう きっかけづくりにもなればと考えて設立したもの でございます。

現在の実績でございますけれども、創設した当初平成31年度411名の登録でありましたけれども、令和2年度460名、現在470人と少しずつでございますけれども増加をしております。ただ、御指摘のとおり、若年層の活性化という点では課題があると考えておりまして、先ほど説明させていただきましたとおり、対象年齢を18歳以上に引き下げることによって今後活性化を図っていきたいと考えているところでございます。

〇近藤憲治委員 現状につきましては理解をさせていただきました。

この事業を通じてどの程度までボランティアに関わっていただける人を増やしていきたいという、多ければ多いほうがいいという認識なのか、それとも何か数値的に少なくてもこれぐらいのボランティアが網走にいてくれると様々な事業の遂行がスムーズですよねというイメージを持ってやっておられるのかという部分も併せてお伺いをしたいと思います。

○野呂俊広介護福祉課長 KPIの設定ですけれども、令和6年度に600人という目標を掲げております。今現在令和4年度ですけれども、こういった活性化を図ることによって、当面五百五、六十名を目指していきたいなというふうに考えております。

そうすることによってどのぐらい、多ければ多いほうがいいとは考えておりますけれども、多い活動人数の中で地域のコミュニティーですとか、支え合いが充実していければいいなと考えております。

○近藤憲治委員 そこは数値的な目標も持ちなが

ら行っているということで理解をさせていただきました。まだまだその目標に向かって取り組んでいかれるということで、令和4年度の事業についても理解をさせていただきました。

続きまして、生活支援体制整備事業についてお 伺いをいたします。

こちらにつきましても、年度を経て少しずつ進んできている事業だというふうに受け止めております。各地域で課題の抽出やその課題に対しての解決策を地域の皆さんとともにつくり上げているというふうに理解をしているところなのですけれども、令和4年度はこの事業の中でどの程度、どのようなことが実現されていく見通しなのか、まずお伺いをいたします。

〇野呂俊広介護福祉課長 生活支援体制整備の進 捗状況についてでございます。

現況といたしましては、現在17ある圏域全での地域関係者に対する趣旨説明を終え、そのうち8圏域で協議体の立ち上げを行っております。新型コロナウイルスの関係によりまして、地域全体での協議は回数を重ねることはできなかった状況ではありますが、地域関係者との個別協議についてはこれまで令和3年度57回程度重ねてまいりました。本年度の実績といたしましては、協議を進めていく中で支え合いということを中心にお話合いをしていただいているのですけれども、そもそも市全体の行政のサービスを含めてどんなサービスがあるのかわかりにくいという声がありましたから、網走市のお役立ち情報をまとめた高齢者お役立ち情報紙というのをつくりまして、これを昨年10月に発行したところでございます。

また、地域の困り事、課題という点では、やはり買物支援ということがありましたので、これについては包括協定を締結させていただいておりますコープさっぽろ様の移動販売車の地域移動ルートについて、地域の話合いの中で例えばあそこには足の悪い方がいらっしゃるからここで停車するほうがいいのではないかとか、そういう地域の中での協議を持っていただいて、地域の停車位置ですとか、そういうのを決めていっていただく取組をしてまいりました。

それと、別の事業になりますけれども、先般説 明させていただきましたけれども、高齢者の除雪 事業において、地域の企業の参入を多くいただい ておりますから、こういった点では少しずつです けれども、支え合いといったような取組が各地域 で広まっているものと感じております。

○近藤憲治委員 今御説明を頂いた中で、この事業を通じて持続可能なコミュニティーづくりが進んでいるというふうに理解をさせていただきました。

この事業を進めるに当たって、現場で私も見させていただくと、各地域ごとで本当に膝詰めの対話をして課題を抽出をして、そこに対しての解決策をまた皆さんとともに考えてということで、相当手数をかけた取組をなされているなというふらに受け止めています。併せて感じるのが、社会福祉協議会を含めて相当大変なのだろうなというにも、事業を共に進めていただいでいる社会福祉協議会もそうですけれども、事まけれども、労務が過大にならないようにバランスを取りながら進めていただきたいなというふうに思っているところですけれども、認識を伺います。

○野呂俊広介護福祉課長 まずこれからの方針というか、でございますけれども、やっぱり地域の人が地域のことを考えていくうちに、これは問題だとか、これはこうしたほうがいいとかという、まず話合いの場を持っていただくことが大事だと思っております。そのための地域の協議会をコーディネーターの活動を通して回数を重ねておりますけれども、そのコーディネーターの負担というところもありますので、こういったところについては現在1人に任せるわけではなく、その下に社会協議会の地区割りということで分担させていただいておりますし、私どものほうも時間が空けば積極的にその地域の話合いに参加させていただく中で活性化を図っていきたいと考えております。

〇近藤憲治委員 そこは認識を共にさせていただ きました。

最後に、能取漁港整備特別会計に関連してお伺いをいたします。

こちらにつきましても前段で何人かの委員の方 が質疑をされておりましたので、状況等について は理解をさせていただきました。

私もこの特別会計についてはいずれ閉じられていてものだろうというふうに認識をしておりまして、決算審査の際にも近いうちにそうなるという

ような趣旨の御答弁もあり、いつなのかなという 思いで見させていただいているところなのですけ れども、令和4年度については少なくとも予算が 組まれたということですので、この会計が閉じら れることはないということであります。

先ほどもやり取りの中で、いずれはということで庁内に課題を抽出するようなグループをつくって、この特別会計の閉鎖に向けての調査をされているということでありました。

ここで1点お伺いしたいのが、閉じるのがなかなか難しい何か要因があるのかなという点であります。もしこのいわゆる財政的な要因ではなく、また別の要素があるのであれば、ここで改めてお伺いをしたいと思います。

○渡部貴聴水産漁港課長 会計閉鎖に向けた取組 と今のお話では課題ということで御答弁させてい ただきますけれども、まず現状で課題としまして は、先ほどからお話ししていますけれども、売却 用地があと5.4~クタール、累積赤字が1億6,700 万円あるということ。それと、能取工業団地の汚 水処理施設なのですけれども、こちらのほうと下 水道をつないでいるのですけれども、そちらの管 の償還費用、こちらが約8,630万円残っていまし て、令和12年でこれ償還終わるのですけれども、 こちらが残っているということ。それともう一つ なのですけれども、今お話ししましたように、能 取の団地につきましては当初水産加工団地という ことで整備されておりますので、当該地の汚水に つきましては独自の処理施設を持って独自の受入 れ基準の中で受け入れてございます。ただし、特 会を閉鎖となりますと、そちらの施設も下水道に 移管するということになるのですけれども、現状 では受入れ水質が異なるために、そこをどう今能 取のほうで事業をやっていらっしゃる方と間を埋 めていくのかということで、今検討、お話合いを 少しずつ始めたような状況となってございます。

○近藤憲治委員 今下水の関連のお話を頂きましたけれども、この協議というのはどれぐらいの時間軸のイメージ、今少しずつというお話もありましたけれども、進められていくのかお伺いいたします。

○渡部貴聴水産漁港課長 時間軸なのですけれど も、今お話ししましたように、今年から実は主な 大きな事業者のほうと話を始めていますので、現 段階ではちょっと時間軸までは何とも言えませ ん。しかしながら、汚水処理施設につきまして現 段階で能取で今持っています独自の水質と下水道 での乖離、一番大きいのがBODとノルマルヘキ サンという項目なのですけれども、いずれにしま しても処理施設を独自、それぞれの企業で設けて いただくにも投資のかかることもございますの で、なかなか今の段階ではタイムスケジュールま ではお示しできる状況ではございません。

- 〇近藤憲治委員 終わります。
- **〇立崎聡一委員長** 次、小田部委員。
- **〇小田部照委員** 私のほうからも端的に確認させていただきます。

まず、管財のほうになると思うのですが、以前 北児童館、すずらん保育園、たんぽぽ保育園が統 合していせの里児童館、保育園となりました。こ こで、北児童館、すずらん保育園は既に解体して 更地となっております。たんぽぽ保育園だけは解 体されずそのまま残っている状態にあります。

これ以前質問させていただいたときには、利用の要望などがあったため解体しないで残してあるというようなお話がありました。令和4年度の予算書にも解体の事業としては入っていないわけですが、今後の利活用について何か考えがあればお示しいただきたいと思います。

○古田孝仁財政課長 旧たんぽぽ保育園の扱いでございますが、令和3年度予算におきましては売却使用ということで予算のほうを計上しておりました。その後、周辺の地域から隣接いたしますほくせい公園と一体的な利用について検討できないかという御意見を頂いたこともあり、また北西地区におきましては大きな公共施設ですとか公共空地場、空き地みたいな公園みたいなものも少ないことから、現在都市整備課のほうで策定中の公園ストック再編計画の中で地域の方々の意見も聞きながら、その在り方について検討を深めていきたいということにいたました。

その結果が出されるまでは売却は行わないということといたしたところであります。ただ、保育園を民設民営方式で集約化した際に、公共施設等適正管理推進事業債という起債を活用いたしましたことから、解体もしくは他の公共用途等に活用しないといけないという条件がございますので、現在のところ令和5年度中に解体したいと考えているところでございます。

〇小田部照委員 理解いたしました。

今後、よりよい利活用に向けて地域の皆さん、 行政ももちろんそうですが、共に協議しながらよ りよい利活用に向けて協議を進めていっていただ きたいと思います。

次に、水道事業会計について、水道設備の整備 事業について伺いますが、こちらも大分重複して いるようですので端的に伺います。

この事業は様々な工夫と努力を重ねてこられているのだと認識しております。少しでも安く安心で安全な水を供給していただいていることは我々地域市民にとって本当にありがたいことであります。

現在の水道料金というものが今後改定の見通しだとか、現状のままでしばらくいけるのか、その辺についての認識を伺いたいと思います。

○佐々木修司営業経営課長 上水道料金の改定の 見通し、見込みということでございますが、導水 管更新に対する補助金が企業債発行の抑制につな がるなど会計によい影響をもたらしていることも ありまして、上水道の料金につきましては今後予 期しない大規模な財政出動等がない限り、当面改 定を行うことなく現状のまま経営を継続できる見 通しとなっております。

〇小田部照委員 当面は現状のままで何とか推 移、維持できるということで認識いたしました。

この水道事業会計は本当に様々な工夫と努力がなされているところに私は高く評価しておりますので、今後とも安心・安全な水の供給により一層努めていっていただきたいと思います。

終わります。

- 〇立崎聡一委員長 次、松浦委員。
- ○松浦敏司委員 日本共産党議員団の松浦でございます。

4つの特別会計について、質問したいと思います。

初めに、市有財産整備特別会計であります。

歳入のところで、節の欄に空き家対策総合支援 事業交付金、説明欄では市有建築物解体事業交付 金として118万9,000円をはじめ、貸地料でいえば 815万9,000円と、滞納繰越分3万円、土地建物貸 付料206万7,000円などがありますが、この収入に ついて説明をお願いします。

○古田孝仁財政課長 市有財産整備特別会計の予算の歳入についてですが、全体で御説明させていただきますと、総額で9,290万円となっておりま

す。内訳でございますが、国庫補助金といたしまして118万9,000円、これは潮見住宅団地の軟弱地盤対策として買取り補償をさせていただいた住宅を市職員に貸付けしているところでございますが、その住宅の老朽化が進行したということで取り壊すことといたしまして、その取壊しに対します補助となっているところでございます。

土地建物売払収入につきましては2,865万9,000円で、こちらの想定している物件といたしましては台町3丁目の空き地と、あと桂町簡易郵便局の横などの物件4物件を計上させていただいております。

次に、財産貸付収入ですが1,805万1,000円で、貸地料が滞納繰越を含めまして140件ございまして818万9,000円、あと土地建物貸付料につきましては12件で209万7,000円、あと潮見住宅団地の貸付料は買取り補償させていただきました住宅を市職員へ貸し付けているもので20件で776万5,000円、あと雑収入で車庫証明などの発行手数料で1,000円、あと繰越金、前年度繰越金で4,500万円となっているところでございます。

〇松浦敏司委員 わかりました。

それで、官公庁への……、失礼しました。昨年の質問の中で、聞く中で、市の土地がある中で向陽ケ丘7丁目というのが答弁の中で出てきたというふうに思うのです。それで、この土地はたしか今回の新電力会社に無償貸与するというような土地かなというふうに私勝手に思ったのですが、それはそんなことでよろしいのでしょうか。

○古田孝仁財政課長 向陽ケ丘7丁目の土地でございますが、振興局の職員の住宅の奥になりますが、そちらは新しく設立する電力会社で行う太陽 光発電の予定地として想定している場所でございます。

〇松浦敏司委員 わかりました。後でそのほうは 質疑があると思うのですけれども。

次に移りますが、官公庁へ貸付けしている土地は、昨年も聞いているのですが、昨年と同様と思うのですけれども、これに変化などはあるのでしょうか。

○古田孝仁財政課長 官公庁に貸付けしております土地につきましては2件ということで、これは交番用地とあと駒場にあります東部耕地出張所ですか……、すみません、潮見になりますけれども東部耕地出張所で、それも北海道になります。

〇松浦敏司委員 わかりました。

次に、令和3年度の潮見住宅団地の調査をしていると思うのですが、その件数と結果についてわかる範囲でお伺いいたします。

〇古田孝仁財政課長 潮見住宅団地の傾き調査の 件だと思いますが、令和3年度につきましては2 件行っておりまして、傾きに変化はないと結果を 受けておるところでございます。

〇松浦敏司委員 わかりました。

次に、この地盤沈下の周辺の、いわゆる要観察地、それから隣接地域はこれからも定期的に監視していくというふうに思うのですが、どのように今後考えているのでしょうか。

〇古田孝仁財政課長 潮見の軟弱地に対します観察というか調査でございますが、それぞれ住宅が建ってから30年間ということで、傾き調査を行っていくということで進めております。現在それでさせていただいているのが、先ほどもお答えいたしましたが2件ということになっております。引き続き、30年間調査していきたいと考えています。

○松浦敏司委員 次に、潮見住宅団地軟弱地盤の 対策に相当数使われてきたと思うのですが、現時 点での総額はどのくらいになりますか。

〇古田孝仁財政課長 これまで潮見軟弱地盤の対策でかかってきた事業費の総額でございますが、昭和59年度から取り組んでおりまして、今年度、令和3年度の決算見込みまでを含めました38年間の累計といたしまして、24億8,824万3,000円と見込んでいるところでございます。

○松浦敏司委員 本来ですと、市有財産というのはそれによって利益も出てくるものであるはずなのですが、残念ながらこういうところに相当数の金額を使ってきたという点では非常に残念だと。ただ、このお金は被害といいますか、住宅を出ざるを得ないその補償とかいろいろありますから、これは必要なことで使ってきたものだというふうに思います。いずれにしても、いまだに不安を持っている人たちもいるというのも事実でありますから、非常に大事な事業だというふうに思います

以前、私たちは反対をしてきましたけれども、 しかしやはり一定のもう安定状況に入ってきてい るなというふうにも判断しているところで、引き 続き住民の立場に立って対応をしていただきたい というふうに思います。

次に移ります。

国民健康保険特別会計であります。

国民健康保険は2018年から都道府県化がスタートしました。国はこれに基づいて毎年3,400億円の公費を投入しております。都道府県や市町村が災害、景気変動などにより国保財政が、財源が不足したときに貸付交付を行う財政安定基金というのが2018年度から積み立てられております。現段階でどのような状況になっているか伺います。

〇田中靖久戸籍保険課参事 北海道が保有します 国民健康保険に関わる財政安定基金の令和3年度 の残高見込みにつきましては、約58億3,000万円 と確認しております。

〇松浦敏司委員 わかりました。

次に、予算説明書の歳入の欄で、昨年は前年より5,000万円ほど減少しておりました。新年度予算を見ると、627万円さらに減少しておりますが、この要因について伺います。

〇田中靖久戸籍保険課参事 国民健康保険料減少の理由でございますが、当市の被保険者数が令和3年度当初から約230人減少すると見込んでおります。それに伴い、基準総所得金額の総額も減少するため、保険料も減少すると見込んでおります。

〇松浦敏司委員 加入者の人口が減るということ、あと高齢化で収入もあまりないというようなこともあるのかもしれません。

次に、コロナによって一定程度収入が下がった 被保険者に対し国保料の減免を行うと。その行っ た自治体に対して財政支援をすることができるよ うになっていると思うのですが、網走市はどのよ うになっているのでしょうか。

〇田中靖久戸籍保険課参事 新型コロナウイルス 感染症の影響により収入が減少した世帯の国民健 康保険料の減免状況でございますが、令和2年度 実施した実績につきましては、件数で43件、金額 で801万2,900円となっております。

それから、令和3年度の途中経過でございますが、現在減免決定した分につきましては24件、522万1,600円となってございます。

○松浦敏司委員 やはりコロナによっての影響というのは相当まだあるのだなというふうに思います。私も人ごとではない思いをしております。

次に、均等割についてです。

これまでも私ども均等割についていろいろ言ってきまして、やっと国も動き始めたということで、今年から未就学児に対して5割軽減になったというふうに思います。国が2分の1、都道府県が4分の1、市町村が4分の1というふうになっております。

代表質問でも質問しておりますが、これによって262名の未就学児が軽減されることになり、一歩前進だというふうに私たちは考えます。そこで、均等割についての考え方として、私たちは言わばこれは人頭割だというふうに言ってきたわけでありますが、収入の全くない子供たち、少なくとも高校卒業までは減免あるいは減額するということが必要だというふうに私たちは考えるのですが、見解を伺います。

〇田中靖久戸籍保険課参事 子供の均等割額軽減の対象年齢及び軽減割合の拡大につきましては、保険基盤安定負担金制度のような国庫負担金がない中で、市独自の軽減の範囲を拡大することは保険料に影響があると考えますことから、国が制度を改正し必要な額を補塡していただくことが必要と考えております。

この子供の均等割軽減の対象範囲拡大につきましては、市長会を通じて制度改正について働きかけてまいります。

○松浦敏司委員 まさしく国民健康保険という名前ですから、やっぱり国の責任というのは重大なのですよね。今までもこの均等割については国は知らんふりといいますか、やっと半分負担するというふうになったと。でもやはり根本的な矛盾は解決していない。未就学児だけというと、本当に限られた者で、確かに未就学児の病気がある中での軽減というのはいいことではあるのだけれども、しかし少なくとも高校卒業までは多くの子供たちは収入がないわけですから、そういう意味では引き続き国に要望していくということは大事なことだというふうに思います。

次に移ります。

賦課限度額についての変更は今年度はないということで私は理解しているのですが、それでよろ しいでしょうか。

〇田中靖久戸籍保険課参事 保険料の賦課限度額 についての変更についてでございますが、医療分 については63万円から65万円、後期高齢者支援分 につきましては19万円から20万円に、合計で3万 円引き上げる政令改正が公布されたところでございます。

当市におきましても、中間所得層の負担を軽減 する視点から政令に合わせた引上げを今後検討し てまいりたいと考えております。

〇松浦敏司委員 つまり賦課限度額が上がる予定 だということでよろしいのですか。

〇田中靖久戸籍保険課参事 今後料率の算定と併せまして国民健康保険事業に関する協議会に御審議いただき決定していくことになるかと思います。

○松浦敏司委員 取りあえずわかりました。

次に、国保会計の基金が多分あると思うのですが、これは基金は現在どのぐらいあるのでしょうか。

〇田中靖久戸籍保険課参事 国民健康保険事業準備基金の残高につきましては、現在のところ約2億7,000万円でございます。

○松浦敏司委員 基金は一定程度必要だけれど も、一定程度以上を持つ必要もないというふうに 思います。そういう意味で、この基金を活用して 例えば保険料を上げない、あるいはできれば下げ るというふうにしてほしいと思うのですが、その 辺のお考えはどんなふうに考えていますか。

〇田中靖久戸籍保険課参事 令和3年度の決算状況において、基金からの繰入額が今後増減するかと思いますが、保険料の試算時におきましては保険料の底額として1,540万円の基金からの繰入を見込んでおります。

基金につきましては、国民健康保険事業を安定的に運営するため一定程度保有することが必要と考えておりますが、今後の保険料の統一化に向けて、急激な料率上昇を抑えるために料率の審議に当たりましては、基金を活用することについても検討してまいりたいと考えております。

〇松浦敏司委員 わかりました。

基金を一定程度活用するということもありましたので、それは理解しました。

次に、収納率と滞納状況、どのようになっているでしょうか。

〇田中靖久戸籍保険課参事 国民健康保険の収納率の推移についてでございますが、令和2年度、現年分96.74%、滞納繰越分23.70%、合計で86.67%。令和4年2月末時点の令和3年度分の収納状況につきましては、現年分で85.45%、前

年同月比でプラスの0.74ポイント、滞納繰越分で24.89%、前年同月比でプラス2.99ポイント、合計で77.74%で、前年同月比プラス1.65ポイントとなってございます。

それから、国民健康保険の滞納状況につきましては、令和3年度の滞納状況として4年1月末現在につきましては、滞納世帯数で537世帯、割合としましては10.7%となってございます。

○松浦敏司委員 令和4年の関係でいうと現時点 ということなので、最終的には例年並みぐらいま でになるというふうに捉えてよろしいのでしょう か。

〇田中靖久戸籍保険課参事 令和2年度の実績でいいますと、滞納世帯数406世帯で現在まだ納付途中の世帯が多いものですから、件数的には多くなっているという状況でございます。

○松浦敏司委員 取りあえずわかりました。

次に、結果として滞納を続けている方に対して、心苦しいとは思うのですけれども、結果として差押えをしているというふうに思うのです。その件数はどれくらいあるのか。また、差押えの内容について伺います。

〇田中靖久戸籍保険課参事 令和2年度の差押えの実績ですが、合計で141件、内訳としましては預貯金で95件、国税還付金25件、給与等で7件などとなっております。

直近の令和4年1月末の途中経過でございますが、合計で81件、預貯金62件、国税還付金10件、生命保険の解約返戻金4件などとなっております。

○松浦敏司委員 それで、預貯金ですからこれは 預金をしているわけですから、一定程度わからな いわけではないのですが、ただやはり生活する上 で最低の保障はしなければならないというふうに 思うのです。給与になると、給与を全額差し押さ えるようなことをされると、これはもう暮らして いけませんから、この辺は柔軟に対応していると いうことで捉えてよろしいでしょうか。

〇田中靖久戸籍保険課参事 委員のお見込みのと おりでございます。

○松浦敏司委員 しっかりと相手方と話し合って いくというのも大事かというふうに思います。い ろいろな理由で最終的に滞納しているというふう に思いますから、そこは機械的にしないでほしい と思います。 次に、それと関連するわけですけれども、短期 証、それから資格証の発行についてどうなってい るか伺います。

〇田中靖久戸籍保険課参事 令和2年度からの経 過、推移を申しますと、令和2年度2月1日時点 で資格証につきましては30世帯、令和3年2月1 日時点では28世帯となっております。直近の令和 4年2月1日では資格証17世帯でございます。

それから短期証でございますが、3か月の短期証の交付につきましては、令和2年2月1日時点で292世帯、令和3年2月1日時点で240世帯、令和4年2月1日におきましては215世帯となってございます。

〇松浦敏司委員 資格証については大体こんな感じなのかなというふうに思います。短期証についても、若干下がったのかなと、令和2年から見ればというふうには思いますが、取りあえずわかりました。

それで、以前は短期証6か月というふうなものもあったかというふうに思うのですが、最近はそれは6か月の短期証というのは発行していないというふうに捉えてよろしいですか。

〇田中靖久戸籍保険課参事 6か月の短期証でございますが、18歳がいる世帯などにつきましては18歳未満の子供に対しては福祉の観点から資格証は発行しておりませんが、その代わり6か月の短期証を交付しています。

○松浦敏司委員 わかりました。

次に、健診助成について、その内容と状況について伺います。

〇田中靖久戸籍保険課参事 令和3年3月1日現在で今年度の途中の実績でございますが、人間ドックにつきましては91名、脳ドックにつきましては132名、保健センターで実施していますがん検診につきましては2,470件、歯科検診につきましては5名の受診となってございます。

〇松浦敏司委員 これはこれまでもやってきているわけですけれども、これまでの数字から見て大体そんなに大きな差は出ていないというふうに考えてよろしいですか。

○田中靖久戸籍保険課参事 人間ドック、脳ドックにつきましては2年ごとの助成となっておりますので、昨年度の実績につきましては……、2年ごとの助成になっておりますので、それぞれその年ごとで山谷が出ているような状況でございま

す。

○松浦敏司委員 取りあえずわかりました。

あと、特定健診について、これも大事な健診だというふうに思うのですが、なかなか全国レベルに達しないというのも現状かというふうに思うのですが、この状況について伺います。

〇田中靖久戸籍保険課参事 国民健康保険の特定 健診の受診率の推移についてでありますが、平成 29年度は法定報告の値で23.4%、平成30年度は 25.1%、平成31年度は24.0%、令和2年度24.4% となっております。

令和2年度受診率につきましては、新型コロナウイルスの影響による受診控えなどもありまして伸び悩んでいる状況でございますが、全道平均も下がっている中、何とか前年度並みを維持している状況でございます。

○松浦敏司委員 なかなかこれ伸びない、いろいろ原課としても工夫して特定健診を受けるようにというふうにPRはしていると思うのですが、なかなか全国レベルに達していないですね。これぜひ今後も大事な健診なので、早期発見、早期治療という点からもぜひこの健診についてのPRに努力していってほしいと、これは要望します。

次に、後期高齢者医療特別会計についてです。 この保険は言うまでもなく75歳以上の高齢者を 囲い込み、2年に一度保険料の見直しが行われる ものであります。

先月行われた北海道後期高齢者医療広域連合の 議会で、令和4年度、5年度の保険料率が決まり ました。均等割が令和3年度に比べて156円下 がった、所得割率は変化なしと、しかし賦課限度 額というのは2万円上がりました。

そして、いよいよ今年の10月から現役並みの収入がある人、現役並みといえばどのぐらいかと思えば年収200万円を超える者、これが本当に現役なのでしょうか、と私はつぶやきたい。そこで医療機関での窓口負担が2倍に上がります。今まで1割が2割になります。網走市ではこの対象となる方は何人ぐらいいると見込んでいますか。

〇田中靖久戸籍保険課参事 北海道後期高齢者医療広域連合が試算した当市における窓口2割負担への変更となる方の人数ですが、954人となってございます。後期高齢者全体の17.1%となっております。

○松浦敏司委員 結構いらっしゃるのですね。

年収200万円が現役並みの収入という点で非常に私は腹立たしく思います。これは言わば一般の労働者でいえば貧困層に入る収入ですよ。この人たちが現役並みだということで国は言っているよようですけれども、これはいかに国が一般庶民の感覚とずれているか、麻痺しているかというふうに思うのです。実際の生活実態を知らない官僚的な見方でこういうことをするのだなということで怒りを感じているところです。

急激な負担増を抑制するため、施行後3年間は1か月の負担増を最大でも3,000円に収まるように配慮措置が講じられていると、代表質問での答弁でお答えを頂いております。ということは、緩和措置がなされているから、さほどこの954名にはそれほど大きなダメージはないだろうというような原課としては判断しているのでしょうか。

〇田中靖久戸籍保険課参事 配慮措置により月額 3,000円の増額、年間で3万6,000円の負担増とな るものと認識しております。

○松浦敏司委員 つまり私が言いたいのは、この 3,000円以内に収めるということになっているからあまり負担増にならないというふうに考えているのかというふうに言ったつもりなのですが、今の答弁だとちょっとわからないのですが、もうちょっとわかりやすく言ってください。

〇田中靖久戸籍保険課参事 今回の改正によりまして、月額最大3,000円、年間では最大3万6,000円が負担増になると認識してございます。

○松浦敏司委員 そういうことですね。ただ、考 えてほしいのですけれども、3年後にはこれはな くなるのですよ、これが。そうすると、3年後に はこの人たちはそれを超える金額を当然払う状況 になるだろうと思われます。それで、これは私が 思うのは、多くの後期高齢者の皆さんは1か月の 医療費というのが3,000円を超えるという人はそ うそういないのですよ、今現在1割負担の中で。 そうそういません。よほど大病をするとかいうこ とがなければないと私は実感しています。それは なぜかというと、私は成人病を3つも持っていま すから、2か月に一遍は病院に行きます。そこで 後期高齢者と思われる人の支払いが聞きたくなく ても聞こえてきますから、それは見ると大体数百 円から多くても1,000円前後という中で、国が 言っている1か月の受診で3,000円以内に収める ようにということは、これある意味非常にごまか

しというか、ペテンとも言えるぐらいのことかな というふうに私は怒りを持って思っているので す。実際には多くの今の75歳の人たち、この網走 でいえば954人の人たちは10月から2倍になるわ けです。だから、そういう意味では、この3,000 円というのが3,000円以内だから大したことな い、年間にすれば1万2,000円ぐらいだから大し たことないというふうに思うかもしれませんが、 それは今多くは年金生活者ですよ。年金が増える というのならいいけれども、毎年のように減らさ れていると。今年も0.4%。私のように月額7万 5,000円しかない年金をもらっている人間でも 0.4%引くのですよ、下げるのですよ。というふ うになっているように、こういう収入の少なく なっている人たちから年収200万円を超えている からと2倍の窓口負担というのは、あまりにもこ れはひどすぎるという声が私の周りにもたくさん 声が上がっています。私の年寄りのぼやきという ふうに聞かれているかもしれませんが、やはりこ れは大変な負担になるということです。

年収がそのぐらいしかない人たちから増えるわけですから、そして物価がどんどん上がっているという状況でしょう。だから相当ダメージを受けるのです。そのことを言いたいわけです。

ここで、参事に幾ら言ってもどうにかなるものでもない、これは国に対して私は怒りを言っているわけです。

次に、そこで質問しますが、保険料の軽減についてはどのような軽減があるのか伺います。

〇田中靖久戸籍保険課参事 後期高齢者医療制度 の保険料の軽減についてでございますが、所得に より均等割額を7割軽減、5割軽減、2割軽減と なっております。7割軽減につきましては所得は 43万円以下、5割軽減については所得が71万 5,000円以下、2割軽減につきましては所得が95 万円以下となってございます。

〇松浦敏司委員 これについては、基本的には変わっていないのだろうというふうに思います。

次に、健康健診についてどのような状況になっているか伺います。

〇田中靖久戸籍保険課参事 後期高齢者健康診査 の受診率についてでございますが、令和2年度に つきましては9.11%、令和4年度1月末途中経過 でございますが、9.51%となってございます。

〇松浦敏司委員 ここでもやはり健診が低いのだ

なというふうに思っております。これは全国と比べるとどんな違いがあるのでしょうか。

〇田中靖久戸籍保険課参事 全国平均につきましては、国のほうで取りまとめが現在終わっていませんので全道平均ということで、全道平均の値を御説明しますが、令和2年度で11.52%、道内の順位としては179団体のうちの104番目となってございます。

〇松浦敏司委員 全道的にも決して高くはないということがわかりました。

引き続き、これは努力していってほしいと思います。

次に移ります。

介護保険特別会計についてです。

歳入で保険者機能強化推進交付金ということで 299万2,000円で前年よりマイナス200万円、介護保険保険者努力支援交付金430万円でマイナス110万4,000円となっているのですが、このマイナス になっている要因について伺います。

〇野呂俊広介護福祉課長 歳入の保険者機能強化 推進交付金と保険者努力支援交付金の減額の理由 でございますけれども、この2つの交付金につき ましては、高齢者の自立支援、重度化防止につな がる取組を積極的に行った市町村を評価し、その 評価に基づき自治体に交付金の財源を配分する制 度となっております。

全国で各交付金200億円の財源となっております。前年度より減少と見込みましたのは、あくまでも現段階では見込みと考えておりますが、全国の保険者全体での総体評価であるため、各市町村の取組が進んだことにより減少すると見込んだところでございます。

○松浦敏司委員 言わば成績によって評価が変わってくるということなのでしょう。あくまでも 見込みということですから、結果は後でないとわ からないということでわかりました。

そこで、介護保険、基金も一定程度持っている というふうに思うのですが、現時点での基金残高 はどのくらいになりますか。

○野呂俊広介護福祉課長 介護保険事業基金の残 高でございますが、令和3年度末で約2億376万 円の残高となる見込みでございます。

なお、令和4年度にはそのうち5,320万円を繰り入れる予定となっております。

〇松浦敏司委員 わかりました。

これも大事な基金といいますか、ただ結果としてこの介護保険も大きな矛盾としては、低所得者の皆さんは幾ら介護度4とか5になったとしても1割を負担するお金がなければ負担できる範囲内でサービスを受けざるを得ないというようなことにもなるわけで、そういう点では結果としてそういうのも2億円の中には一定数あるのだなというふうに私は理解しているところです。

それで、この基金の使い道について、今後具体 的にはどんなふうになりますか。

○野呂俊広介護福祉課長 今後の基金の使い道で ございますけれども、基本的には市町村独自の給 付費、階段昇降機とか市独自で行っているサービ ス事業もありますので、そういったサービス事業 費に充てるというのが1点、それと保険料の今後 の軽減につなげていくために今後の給付費の策定 委員会の中で協議してまいりたいと考えておりま す。

○松浦敏司委員 取りあえずわかりました。

全国的にもこの網走市においても、高齢化が急速に進んでおります。当市の高齢者人口の人数といいますか、見込みはどのぐらいになっていますか。

○野呂俊広介護福祉課長 当市の高齢者人口等の 見込みでございますけれども、高齢者人口等につ きましては、令和4年2月末現在住民基本台帳で の数値となりますけれども、全人口3万3,826人 のうち65歳以上の人口は1万1,212人となってお りまして、高齢化率は33.15%となっておりま す。世帯数につきましては1万7,737世帯、うち 高齢者のみの世帯は6,102世帯で独居世帯数は 3,566世帯となっております。

高齢者人口の見込みでありますけれども、団塊の世代が75歳に達する3年後の令和7年2025年頃からほぼ横ばいの傾向が続き、8年後の令和12年2030年頃後期高齢者人口のピークを迎えた後、少しずつ減少傾向に転ずると想定しておりますけれども、同時に64歳以下の人口も減少するため、高齢化率についてはその後も上昇が続くものと考えております。

また、認定者数の見込みでございますけれども、令和4年1月末現在で1,872人程度となっておりますが、団塊の世代が75歳を迎える2025年には2,086人、団塊ジュニア世代が65歳となる2040年には2,569人の見込みと考えております。

○松浦敏司委員 高齢者はピークになっても人口 が減っていくわけですから、そういうことですよ ね。団塊の世代の第2段階の人たちも含めると、 これは大変な高齢化の社会だなというふうに思い ます。

それで、保険料については3年に一度の計画策 定が行われて、そしてそのたびに保険料について も検討し、しかし結果としてこの間引き上がって いるのが実態であります。加入者からはやはり悲 鳴が上がっています。どんどん高くなって、介護 保険が始まったのが私が1期目の頃ですから、こ ういった長年の中でおよそ保険料というのは2倍 になっていますね。2倍をちょっと超えるぐらい かな、というふうになっていて、やはりこの介護 保険料の最大の弱点といいますか、欠点といいま すか、施設がたくさんできてみんなが安心して施 設に入るようにすればそれが全部保険料に跳ね返 る、そこで働く介護職員の賃金を上げればそれも 含めて全部保険料に跳ね返るという、大変な制度 だなというふうに思って、ここは国の責任が大き いというふうに思って、これまでもいろいろ言っ てまいりました。

そこで伺いますけれども、網走の場合はこの12 段階になっているというふうに思うのですが、段 階ごとの人数を教えてください。

〇野呂俊広介護福祉課長 網走市については第1 段階から第12段階の設定としております。これは 国の標準的な段階であります9段階をさらに細分 化することで低所得者層等の軽減を図っているも のでございます。

まず第1段階が2,119人、第2段階が1,268人、第3段階が1,038人、第4段階が1,134人、第5段階が1,213人、第6段階が1,842人、第7段階が693人、第8段階が874人、第9段階が324人、第10段階が226人、第11段階が316人、第12段階が305人の合計1万1,352人となっております。

○松浦敏司委員 これで見ればやはり真ん中層といいますか、結構いらっしゃるなと。第6段階が一番多いことになりますね。わかりました。

次に、低所得者への軽減措置というのは、たしか私の記憶では、第1段階から第3段階までかというふうに思うのですが、どのようになっているか伺います。

○野呂俊広介護福祉課長 低所得者保険料軽減に つきましては、平成27年第6期計画より実施して ございまして、当初は第1段階のみを0.5から0.45への実施でございましたが、消費税の10%に併せまして第1段階の0.5を0.3へ、第2段階の0.75を0.5へ、第3段階の0.75を0.7へそれぞれ軽減することとしております。

〇松浦敏司委員 低所得者の人は相当大変な負担 感を持っているというふうに思います。

これはあくまでも私の実感ですけれども、介護保険によって国民の認識を大きく変えることになったのは、施設入所についてだというふうに思います。それまではお年寄りが施設に入る、老人ホームに入るという場合は何か親不幸のような認識があって偏見というのが相当ありました。でも、介護保険ができた後にこういった施設に入ることはごく自然のことで、しかし逆に入りたくても入れない状況になっているという、そういう意味で相当国民の意識が一変したというふうに言っていぐらいだというふうに思っています。

保険料については、先ほど言いましたように、 残念ながら網走市もどこの自治体もそうですけれ ども、頑張れば頑張るほど保険に跳ね返って今は もう 2 倍以上になってしまったということであり ます。

昔は最初の出だしは第5段階でしたよね、始まりは。今は12段階にまでやって、できるだけ負担が集中しないようにということでいろいろな所得階層の人たちに対応するような形になっているというのは、これはこれとして評価をしなければならないというふうに思います。

いずれにしても、この介護保険は保険はあるのだけれどもいざ使おうとしたらなかなか使えない。施設に入所したくても入れない。半年待ち、1年待ちというようなことがざらにあるというようなことが続いているという点で、そういう点でも非常に何のための保険なのだと。保険あって介護なしというようなことも言われて久しいわけです。

私はこれを全て介護保険を否定するとは思いません。先ほど言ったように、非常に大事な仕事で 国民的な認識も変わったという点では評価もしなければならないし、中身によっては非常に大事なもので評価しなければならないことはあると。ただ、いずれにしても保険料が高くて大変だという声がもう圧倒的に多いわけです。

それと、先ほども言いましたけれども、自治体

が頑張って施設を造れば造るほど保険料に跳ね返るというのはこれはもうおかしいし、施設を造ったら少なくても国が8割程度は負担するというふうなことになれば、保険料への影響も相当少ないというふうに思うのですがそれがなかなかないということで、やはり国の責任が極めて重大だというふうに思います。

加入者が安心していつでも施設に入れるよう な、そういった環境をつくれるように努力が必要 だというふうに私自身の戒めにもしながら、今後 も引き続き介護保険の維持に向けて努力していっ てほしいと、そのことを述べて質問を終わりま す。

〇立崎聡一委員長 他に。

[「なし」と呼ぶ者あり]

それでは、以上で本日の日程であります特別会 計及び公営企業会計の細部審査を終了します。

この後理事者入替えの上、去る3月14日開催の 当委員会において提出されました動議に係る確認 事項について確認結果の報告を受け、それに関し て質疑等を行うことにいたしたいと思います。

それではここで、理事者入替えのため暫時休憩 いたします。

再開は、午後2時30分。

午後2時20分 休憩

午後2時30分 再開

○立崎聡一委員長 休憩前に引き続き、再開いた します。

これより、去る3月14日開催の当委員会におきまして小田部照委員のほうから提出されました動議の内容の確認事項を議題とし、質疑等を行います。

進行ですが、最初に本案件の是非について全国 市議会議長会へ照会し回答を得た内容について は、各委員の皆さんに御確認いただいているかと 思います。

次に、動議の中で是非や適否を問い合わせておりました、1、秘密保持契約の取扱いについて、2、一企業への出資について、3、市から役員を出向させる点について、4、新会社を市役所庁舎内に置くことについての合わせて4点について、理事者より説明を受けた後、質疑を行いたいと思います。

その後、理事者には退席をいただき、委員間で

討議を行うことにしたいと存じますが、それでよ ろしかったでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

それでは、そのように進めさせていただきます。

それでは、初めに全国市議会議長会への確認結果につきまして、私から報告をいたします。

お手元に配付した資料を御覧いただきたいと思います。

事前にお配りしてありますので、説明のほうは 割愛させていただきたいと思います。

続きまして、動議の中で是非が問われていた確認事項の4点について理事者より説明をお願いいたします。

企画調整課長。

〇佐々木司企画調整課長 地域新電力会社の設立 に関しまして、3月14日開催の本特別委員会において、小田部委員から御発言のありました事項に 係る北海道の見解を報告いたします。

1点目は秘密保持契約についてでありますが、 問題はないとのことでございました。

秘密保持契約を締結することを禁止、制限する 法令はなく、漏えいの際の責任の所在を明確にす るため、秘密保持契約を締結することは十分に考 えられる。なお、予算の提案に当たっては、予算 に関する説明書の提出について、地方自治法施行 令第144条において事項別明細書及び給与費明細 書、継続費についての条章、債務負担行為につい ての条章などが規定されており、法令においては 共同出資者の氏名などのような事項についてまで 明らかにすることは求めていないとの見解でござ います。

次に2点目、一企業への出資についてでありますが、問題はないとのことでございました。

次に3点目、市からの役員出向についてでありますが、問題はないとのことでございました。

今回の場合は、新電力会社が市に供給する電力量が全体供給量の約4割であり、新電力会社は地方自治法第142条及び第166条に規定される、主として同一の行為をする法人には当たらないとの見解でございました。

最後に、新会社を市役所庁舎内に置くことについてでありますが、問題はないとのことでございました。

商業登記法上は法人の住所に関する制限はない

との見解でございます。

以上、報告申し上げます。

○立崎聡一委員長 それでは、説明に対する質疑を行います。

質疑のある方は挙手願います。

小田部委員。マイクを。

〇小田部照委員 それでは、まず私の動議の発議に対して委員長並びに委員の皆様に御賛同いただきましてこういう場を頂きましたこと、心よりお礼を申し上げます。

今回の件は、主権者である市民の前に秘密保持 契約である契約をした案件が予算案に上程したと いうところにあります。

ただいま報告が、全国市議会議長会からの回答 内容も確認させていただきました。私なりに納得 しているところではありますが、二元代表制にあ る地方自治の原則に立ち、議会と執行部は共に信 頼関係の上で市民の付託に応えるべきだと思いま す。この辺は市のお考えを確認したいと思いま す。

〇水谷洋一市長 小田部委員の御指摘のとおりだ というふうに思っております。

〇小田部照委員 それでは、ちょっと確認させていただきます。

先ほど理事者のほうも4点について、御説明いただきました。以前の質疑からもあったように、この件に関して秘密保持契約が結ばれていることに対して、解除なども含めた申入れなど、相手先の会社などに確認だとか御相談をした経緯というのはあるのでしょうか。

〇佐々木司企画調整課長 秘密保持契約の取扱い につきまして、解除の申入れを行ったことはござ いません。

○小田部照委員 やはり市民の理解と協力を得る ためには、誠意をもって丁寧な対応で進めるべき、進める必要があったのだろうと私は思っております。今回の進め方については非常に私は残念に思っております。市民のための行政、議会との信頼関係を保つためにもそういった対応にはもう少し謙虚に、また誠実に対応していただきたいと思いますが、最後、市長にそういった面での見解と今後に向けた決意を聞かせていただきたいと思います。

〇水谷洋一市長 ありがとうございます。

この秘密保持契約を結ぶという行為ですか、こ

うしたことをしたのは初めてのことでありまして、その取扱いにつきましては、先方とのお約束ということもありこうした今日の場が設けられたと、このように思っているところでございます。

今後につきまして、この秘密保持契約なるものが締結をされるような場面というものが、今後例えば企業誘致であるとかといった場合に十分それは想定されることだと思っておりますので、今後こうした今小田部委員がおっしゃったように、信頼関係の上で十分取り扱われるべきものであろうと、このような御指摘でありますので、そのような立ちな対応、今後こうした事例においては対応、小田部委員がおっしゃるように丁寧に取り扱うような対応を今後取ってまいりたいと、このように思うところでございます。

私たちは議会の場で御説明をするということが 一番大切だと思っておりますけれども、それ以上 に丁寧に説明をする必要があるのではないかとい う御指摘でありましたので、十分受け止めさせて いただいて、今後こうした事例があった場合には そのように対応させていただきたいと思います。

〇立崎聡一委員長 他に。

松浦委員。

○松浦敏司委員 その日は私はいなかったのです けれども、今このような状況でお話をさせていた だきたいと思うのですが、私、やっぱり一番問題 だったのは今小田部委員も関係していると思うの ですが、やっぱり議会との関係でやっぱり少なく とも昨年の5月の下旬に締結されたということで すから、やはり議会との関係で対応の仕方があっ たのだろうと。とりわけ議会というところは提案 されたものに対してどのような内容なのか、どう いう会社なのかということも含めて、それがわか らなければ審査のしようがないわけですよ。そう いう意味で、今回の方法というのは相手方の名前 は言えません、口頭では事業のどんな会社なのか という概要は言えるけれども、というようなこと で、でもやっぱりわからないわけですよ。そこに 1,040万円の予算が計上されて、1,000万円出資す るということで、そういう意味で、私たち議員と して市民から聞かれた場合、説明ができないので すね、これだと。相手先の名前もわからないのに あなたは賛成したのですかと言われれば、私はぐ うの音も出ないという、そういうことなのです よ。そういう意味でやっぱり方法に何かあったの

ではないかと、もっとやり方が。その辺どのようにお考えでしょうか。

〇水谷洋一市長 ありがとうございます。

小田部委員との重複になってしまうと思うので すけれども、やはりこうした秘密保持契約を結ぼ うというような会社というのは大きな企業であり まして、秘密保持契約の中身におきましても皆様 御覧を頂けたと思いますが、新しい技術の進展と か進捗の状況だとかということをお話ししてはな らないといったような中身だったというふうに思 います。ですから、そこの中身において、私たち はなかなか外にこうしたことを今動いております ということを秘密保持契約の中で執り行っている ものですから、公に開示するということはなかな か難しかったわけでありますけれども、今先ほど 小田部委員にもお話を、予算の審議に当たって情 報の提供をきちんとして審議に尽くせるような、 そういう情報の提供というのはこの議会の場の前 に丁寧に説明をすべきではないかという指摘だっ たというふうに思っておりますので、今後こうし た事例があった場合には、やはり予算審議に当 たって事前に秘密保持契約ということを踏まえた 上で、皆様方が審議に尽くせるような情報の提供 というのが今後そうした取組をさせていただきた いと、こう思うところであります。

秘密保持契約を結ばないということをすることによって、市政の新しい取組というものが阻害されてもいけないと思いますので、そこは先ほど、何度も言いますが小田部委員がおっしゃっていたように二元代表制の下で信頼関係の下に今後きちんと情報の提供をすべきであろうと、こう思いますので、そこは十分議論を踏まえた上で今後同様の事例があった場合にはそう対応していきたいと、こう思うところでありますので、ぜひそこを御理解を頂ければと思います。

今後ともこうした事例があった場合にはしっか りと対応してまいりますので、よろしくお願いを したいと思います。

○松浦敏司委員 まさに今言われたように、全国 市議会議長会の回答でも理事者側と議員側の信頼 関係ということが言われています。つまり、そう いうような協定を結ぶに当たって、必ず議会への 報告をしなければならない、承認を得なければな らないということはもうわかっているわけです よ。だから、3月の議会で絶対に審議されるわけ

ですから、なぜ……、いや、私ならですよ、3月 の議会を控えた中で3月の段階では公表せざるを 得ないのですよということができるのではないか と。4月には会見すると言っているわけですか ら。それが半月なり1か月早く議会の中では言い ますという形での協定というのはあったのではな いかと、私は思うのです。それがなかったので、 我々は信頼関係が信頼されてなかったのだという ふうに思ってしまうわけです。だから、そこが やっぱり今回の問題といいますかね、議会に対す る対応、これが絶対的に出てくるわけですから。 そこをもうちょっと考える必要があったと、そう いう点では相手方との協定を重視するがあまりに 結果として議会側が信頼関係を失うようなことに なったのではないかというふうに私は強く感じま す。その辺はどんなふうにお考えでしょうか。

〇水谷洋一市長 ありがとうございます。

御指摘を受けたことに対しては今後しっかり やっていきたいと思います。今回の取扱いについ てはどうだったのかというお話だったと思います けれども、私たちも秘密保持契約という、そのこ とを結んである意味新しい取組をしていこうとい うようなことは初めての経験でありましたので、 まず相手方の秘密を守ってくださいという契約も 一方であるものですから、議会に対してどういう ふうに説明をしていくのかといったときに、やは り議会の中でまずこうした公の中で質疑をするこ とによって明らかにできることを全て明らかに し、秘密といいますか、先方との関係で、何とい うのかな、開示をすべきではないところを明らか にするということを議会を通してすることが、一 番先方に対しても議会に対してもある意味誠実な やり方ではないかというふうに考えましたが、い ろいろと御意見を頂いて、今後同様の案件があっ た場合には、それはまさに信頼関係の下に丁寧な 説明をこの議場でやり取りをする前に説明をすべ きではないかという御意見というか、ありました ので、そこは踏まえて、今後同様の事例があった ときにはそう対応させていただきたいと思いま

今回の事例についてはそういう対応ではなくて、議会の中において明らかにしていくという方法が先方との関係においても一番よかったのではないかと考えたものですから、こういう取扱いをしたということであります。それがいろいろと疑

義を招いたということだと思いますので、取扱い を変えていきたいと思います。

〇立崎聡一委員長 栗田委員。

○栗田政男委員 今、市長からいろいろ答弁なのだよね。市長やっぱりこれは進め方として謝らないと駄目ですよ、私たちに。そういう契約があって、言い訳をここで何ぼ並べてもそれは進め方に瑕疵があったというか、間違いがあったということは間違いなくルール上の明らかな違反なのですよ、私たちの。それを本当に通すつもりだったら、専決やっていただければいいのですよ。権限があるのですから、本当に網走のためになって何としてもやるのだというのであれば議会説明も必要もない。相手方の業者の名前も言う必要がないわけですよ。それでも通してやりたいというのであれば市長の思いですから、それは市長に権限がございます。それは私たちの議決は関係ないので、やっていただければいいのです。

ただ、私たちは相手の会社だとかそれを全てクリーンにして、どういう形でもいいです。やり方はいっぱいあります。秘密会にしていただいても結構ですし、私たちも発表できる段階になるまで守秘義務がございます。皆さんと同じように特別職の公務員は与えられているので、言うなということは言いません。それは当たり前です。それをいう守秘で、あの契約書というのはごく一般的に、これは民間同士でもどこでも結ぶものです。特に大手は必ず結びます。これは当たり前の話で、ごく一般的なひな形でした。

ですから、それほど絶対に駄目だと、議会に絶対に漏れたら困る、確かにわかります。事業が進みにくくなったり、いろいろなところに競合他社が参入する可能性もあるし、それは十分に理解できるけれども、議会に通すために市長が考えたのであれば今回の説明は不十分ですし、私たちに判断できるだけの材料はないわけなのですよ。そこはやっぱり市長ね、今回は申し訳ないと謝った上で次は絶対そういうことのないようにやっていくという話にならないですか。

〇水谷洋一市長 ありがとうございます。

2つ今議論があったというふうに思います。

1つは専決処分、決まってから専決処分をして はよろしいのではないかということと、あと守秘 義務の問題があったと思います。

御案内のとおり、私も含めて、私、市長という

立場、公務員には守秘義務がありますが、皆さんと私は自治法上守秘義務はありません。御案内のとおりだと思いますけれども、守秘義務はありません。それは政治判断という名の下に様々なことができるというふうに思っておりますけれども、守秘義務というのは自治法上皆さんにもありませんし私にもない。しかし、私は市長という立場で行政のトップでありますから、そこはないというだけであって私はやはりその契約の当事者でありますから、守秘義務を私は守らなければならない。なぜならば、私はサインをしておりますので、ということだというふうに思います。

もう一方、専決処分ということのやり方という のはあるのだと思います。ただ、そこは皆さんに 事業の内容を御説明しないで、私が専決をして報 告という形で皆さんから御意見を頂くというの も、これもまた私は取るべき手法でもないという ことを思います。ですから、今回、様々な手法と いうものがあったのだと思いますが、やはりここ は議員の皆様にお示しをして、そして本会議が始 まった後、代表質問を頂いてお答えをし、そして その後私の答弁の中では、秘密保持契約があるの で企業名をこうした場で明らかにすることはでき ませんが、予算審査に当たり今後議会と相談をし て協議をさせていただきたいと、こういう答弁を それぞれさせていただいたところです。まさにそ こが本音でありまして、そこの中で代表質問でお 答えをした中身の部分について様々お話もさせて いただけたものと、このように思っておりますけ れども、そこでこの予算審査特別委員会の中でい ろいろと事業の中身等についてお話を、やり取り をさせていただけたと、こういうふうに思ってお ります。

ですから、そのやり方について早めにというお話と今回のやり方が誤っていたのかというと、そこはルールに基づいたつもりでありますけれども、ただ皆さんにこうして時間を割かせてしまったということは、ここは、何というのでしょうか、大変私たちもこうした場を設けてまでこの審議を深めなければならないことに対しては申し訳なく思います。ですから、そうした今後、別途一つの案件に対して予算審査特別委員会が開かれて深く理解を頂かなければならないということは、これは好ましくないと思いますので、今後においては同様の件につきましては、そこは秘密保持契

約のあるような場合においては信頼関係の下に十分に丁寧な説明を行ってまいりたいと、このように思うところでございます。

○栗田政男委員 わかりました。市長の見解も理解をします。

そういうお考えで今回は上程をされているということ、それは私は個人的には納得できませんが、やっぱり進め方としてはきれいな情報開示ができない段階で公のこういう場に議案を上げるということに対しては納得はできません。

ぜひとも、今後当然企業誘致とかいろいろな場 面で同じようなケースも出てくると思います。慎 重の上にも慎重にしっかりと私たちにも情報を開 示できるように、それで松浦委員が言ったよう に、やはり契約上相手方がある話です。ただし、 こちらも網走市のルールがあるのです。それを、 ルールも理解して、相手方にも理解してもらった 上で、適時プレス発表なりしっかりできるような 形を詰めていけば、松浦委員が言ったように、こ こで公になってみんなで応援できるような体制と いうのは持っていけるのです。ぜひともそういう 形で進めていただければ。私は今回の在り方とい うのは、私も15年しかいません。自治法上、私た ちが守秘義務がないということを市長がおっ しゃった。でも倫理的に私たちは守秘義務があり ます。ここで知り得た情報は第三者にはうかつに は話せないというのは、これは私たちの人として の倫理観です。もちろん議員としてのモラルとし てもしっかり持っていたいなということがござい ます。そういうこともしっかりとお互いに、今回 の事例で市長が自分の主張をなさいます。私もや はり間違っていると言わざるを得ないので、それ だけはもうしようがないので、次回からはしっか りとそういう部分検討しながら進めてください。 決して事業自体は悪いものではないというふうに 私は思います。

〇水谷洋一市長 ありがとうございます。

今栗田議員からまさに守秘義務の問題もありましたけれども、そこは信頼感だろうという御指摘だったと思います。そこは十分私たちも踏まえてはいるのですが、ルールに厳格になってしまったといいますか、そういったところは確かに反省としてあったと思いますので、今後同様のことにつきましては丁寧に御説明を申し上げ、信頼感を醸成した上で取り組んでいくべきものであろうと、

このように思っておりますので、十分意見があったことを受け止めながら今後事業、また各種事業の推進に努めてまいりたいと、このように思います。よろしくお願いいたします。

○立崎聡一委員長 他にございませんか。 平賀委員。

○平賀貴幸委員 いろいろな積み重ねがあるのだ ということをまずは、市長も今の答弁、認識はさ れているのだろうというふうに思いますけれど も、改めてお伝えしながら1点だけ伺わなければ いけないと思うのでちょっと伺おうと思うのです けれども、もうかれこれ2年、いや、3年前か な、部活動の問題から始まり、そして実はもっと 前かもしれませんけれども、ここに来て、廃棄物 処理の問題などいろいろ、信じてくださいと言わ れても、いや、にわかにそれが難しいのではない かというような問題が、我々が新たに当選した期 に積み重なってきているのだと思うのですね。そ の中で、こういった秘密保持契約を伴うものが出 てきて、審議をするということになったからこそ こういう場をつくらざるを得ないような状況に なっているのだという流れというのですかね、市 政運営上の積み重ねだと私は思いますけれども、 その部分を組織として修正していく必要が多分あ るのだろうなというふうにまず思うわけです。そ こをまず認識していただいた上で、今後の市政運 営にもぜひ当たっていただきたいなというふうに 思うのですけれども、改めてその辺いかがです か。

〇水谷洋一市長 今日の議論は電力の問題だと思いますので、全般につきましては代表質問等で頂きましたお答えだというふうに思っております。

ただ、小田部委員もおっしゃっていましたけれども、二元代表制ということが非常に強くありまして、そこのところの審議する側と提案する側のそこら辺が、何というのかな、事前に行うということに対しての今までなかなか踏み込めないところがあったかもしれません。ですから、そこは御案内のとおり、今回の件もそうですけれども、市政運営に当たってどのような形で市民を代表する議会に対して説明、様々場を設けてはいるのですが、そこでなかけれども、協議会であろうとか委員会であろうとかという場を設けてはいるのですが、そこでなかなか理解を深めるという作業が今後より一層必要ということだというふうに思います。私も市議会

議員をやっておりましたので、そこら辺のニュア ンスというのはよくわかるわけですけれども、 やっぱりここ2年余り、3年余り、私も3期目の 1年目はこうしたことはあまりあれかなという感 じはするのですが、やはりコロナというのはやっ ぱり大きかったなというのは改めて思います。人 と会ってはいけない、御飯食べてはいけないとい うのはやはり大きいなあという感じがいたしま す。ちょっとお茶を飲もうというのもはばかられ る、約2年半ではなかったかと、非常に影響が あったのではないかなと思います。マスクを外し ながら、どうなのかね、この案件というような取 組というのが難しかった。そこはそういうふうに 捉えて、そこは受け止めて、今平賀さんがおっ しゃったように、マスクを外しながら様々な忌憚 のない意見と、そして理解を深めてもらう作業と いうのが今後必要なのだろうと思いますので、時 代のせいにはいたしませんが、やはりそうした外 的要因もあったのかなというような印象を持って おります。いずれにしても、御指摘を頂きました ように、より一層の理解を深めるための作業とい うのは必要なのだろうという御指摘でありましょ うから、しっかりと御意見を踏まえてそうした理 解を深めるような取組、今後ともしてまいりたい と、こう思います。

○平賀貴幸委員 それこそこのことについてこの 場でこれ以上議論する場ではありませんので、私 もここだけで控えますが、1点気になるのは、法 的には問題ないというふうに、先ほど課長から話 がありましたけれども、恐らくこれは市民も恐ら くそこだけはなかなか首を縦に振りづらいのだろ うなと思っているのですね。市役所の中に民間の 会社が登記されるということなのだと私は思って おります。法的にも手続的にも問題ないとはい え、果たして本当にそれが見え方含めていいのか ということはよくよく考えなければいけないなと 思っておりまして、幸いまだ少し設立までに時間 があるとはいえ、いろいろ手続しなければいけま せんからそんなに長くはないのでしょうけれど も、場所は再考の余地があるのかなという気が正 直しております。役員を出向させるということで すから、なおさら場所についてはその役員の出向 と絡めたほうがスマートだろうと、見え方含めて ですね。誤解もされないだろうと。法的には問題 がないとはいえ、誤解されるようなことはしない ほうがいいわけですよ、これ、世の常として。役員がどなたが出向するか最終的には、答弁では副市長という答弁ありましたけれども、そこは最終的にどうなるかまだ私たちはわかりませんが、役員出向させるのであれば、なおさら別の方法もあるのだというふうに思うのですけれども、いろいろ検討した上でそこは決めていくべきではないかなと思いますけれどもいかがでしょうか。

〇水谷洋一市長 今回1,040万円の予算を計上さ せていただきました。代表質問でもお答えをさせ ていただいたのですが、地域電力会社に対して設 立を目指していきたいということで1,000万円と いう根拠、これが様々今まで取り組んできたもの に対して根拠ですね、根拠であります。その根拠 の詳細について実は詰めていっていたものですか ら、様々御議論をさせていただいたわけでありま すけれども、今役員をどうするかとか、法的に可 能なことを今私たちは詰めているわけでありま す。そこがここの場所でもできます、うちの職員 を出せる、職員ではないですね、特別職を出せる こともできますということであって、詳細につい てはまだ立ち上がっておりませんのでこれからの 話ですから、そうした議論も議会からあったとい うことは受け止めさせていただいて、そして今後 先方との、先方ではないですね、企業立ち上げの 際には、何というかな、参考という言い方なの か、違うな、何だろう。受け止めさせていただい て、そして立ち上げのときにはどういった形にな るかをきちんと御説明を申し上げるということだ というふうに思いますので、出資であるとか電力 の使われ方とかというその事業計画についてはそ の方向なのですが、今御指摘を頂いたようなこと というのはまさにこれからの話で、可能性につい てこういう場合もありますねということでありま すから、十分受け止めさせていただいて今後地域 電力会社設立に向けて取り組んでいきたいと、こ う思います。

○平賀貴幸委員 受け止めていただきましたので、そこはぜひ受け止めたものをどうするかということはよく考えていただきたいなというふうに思いますが、私はやっぱりせっかく初めてやることですから、できるだけ多くの方々に誤解されるようなことは避けるべきだろうというふうに思っておりまして、やり取りの中、質疑を見ていると、登記さえしなければ別に私書箱でも済むよう

な話だったのですよね。ただ、登記しなければ私 書箱というわけいきませんから、それは難しいの はよくわかりますので、そうすると新たに設備が できればそこの場所に移すこともできるのだろう し、そこに転送届みたいな形で転送するとかいろ いろなやり方も出てくるのでしょうと。それまで の間のつなぎであればなおさら見てくれも含めて 誤解されずに、市民からなるほどと思っていただ けるようなやり方をすべきだというふうに感じた ものですから申し上げさせていただきました。

〇水谷洋一市長 こうした議会での委員会の場で 議論があって、そうした御意見があったことは受 け止めさせていただきたいと、このように思いま す。

○立崎聡一委員長 他にございませんか。 村椿委員。

○村椿敏章委員 私からも一言話しをさせてほしいのですけれども、今回の議会で様々説明していただきました。それで、今回の会社の設立について、そして収支の計画などについても示していただいたのですが、先ほどこの議論をするときには事項別明細書なども必要だというふうに言われていたと思うのですけれども、要は何を言いたいかといいますと、予算の審査するときに予算書という形で出されて私たち審査しますよね。なので、今回の部分についても紙によるもの、事項別明細書というものを提出することは可能でしょうか。 ○立崎聡一委員長 休憩します。

午後3時10分 休憩

午後3時12分 再開

○立崎聡一委員長 再開いたします。

村椿委員の質問から。

村椿委員。

以上です。

〇村椿敏章委員 議論の中ではなじまないものということでありました。大変申し訳ありません。 撤回いたします。

〇立崎聡一委員長 他に。

近藤委員。

○近藤憲治委員 今回小田部委員から動議の提出があり私も賛同させていただいて、今日このような場を設けさせていただきました。

これは手続論の話なのだというふうに受け止め ておりまして、やはり健全な企業活動を保障する という視点と、あと公開が大前提である議会での 審査をどういうふうに両立していくのかという非 常に悩ましい状況だなというふうに受け止めさせ ていただきました。

議案の審査の際には答弁できる部分は全て出す ということで御答弁いただいて理解を深める作業 はできましたけれども、一方で今後の後の世代が この委員会での議論を振り返ったときに、議事録 を読んだときに、どういう判断で賛成がされたの か反対がされたのか、または保留がされたのかと いうのがきちんと理解されるということがやはり 議会の議決責任とともに必要なことだというふう に思っております。そういう点ではやはりこの秘 密保持契約、これ非常に企業活動においては重要 なのですけれども、やはり公開原則の議会に予算 を上程するという部分にはどうしてもせめぎ合い のような状況が生まれるなという認識を持ったと ころでありまして、ここについては市長が御答弁 をされておりますけれども、今後類似の事案が出 てきた場合には丁寧にというお話をされておりま した。私も今回、この動議に賛同した者として何 か今後このようなケースが出たらできることはな いのかなというふうに考えておりまして、特にや はり地方議会として議決をする責任を負っていま すから、より市民の皆さんに納得していただき理 解していただける方法ないかなというふうに思い ながら、例えばこれPFIを自治体が実施する場 合の方法なのですけれども、事前に仮契約をして 仮契約の段階で公開をし、その仮契約は予算を 伴っていませんので議会の同意はない状態で仮契 約だけをして公開し、その後出資に伴う予算を上 程するような方法ですとか、手法は様々考えられ るのかなというふうに思っています。これは今 後、今後ですね、今回のこのケースも一つの糧と して今後考えていかなければならないなというふ うに感じた次第であります。そこについては市長 は度々答弁されていましたので理解はさせていた だきますが、併せて今回の動議の一部に入ってお りました会社の登記ですね、市役所内に登記でき るのかどうかという部分についても、これちょっ と他市の事例等を調べてみると、やはりこれも手 続論だというふうに思っております。網走市でい いますと、網走市公有財産規則というものに基づ くのかなと思っておりまして、庁舎も公有財産で すから公有財産を新たに設立されるであろう一私

企業に賃借をするのか無償で貸借するのか考え方はいろいろあるかと思いますが、そこの手続をきちんと踏めばできるのかなというふうに理解はしているところなのですけれども、この辺の手続もきちんと踏まないと、先ほど平賀委員おっしゃったような誤解を招きかねないので、上程の仕方の手続論、それから庁舎内に本社を置くときの手続論、大事にしていただきたいなと思いますけれどもいかがでしょうか。

〇水谷洋一市長 ありがとうございます。

まず、動議が上がったことからお話申し上げる と、私ありがたかったと思っております。という のは、やはり私たちも説明する秘密保持契約が あった場合、どこで説明、本会議の代表質問でお 答えをし、予算審査特別委員会で御説明を申し上 げ、その前段として予算審議に当たり議会とよく 協議をし相談をさせていただきたいということ だったのですが、やはりより一層の議論の深まり というのはやはり必要ですよねというのは私も理 解をしているところでありまして、その場という のをどこでやったらいいのかというが悩ましいと ころでありました。こうした機会を設けていただ いて今後の取扱いについても公に議論ができたと いうのはありがたい、というのは次の十分な前例 になるというふうに思いますので、手続としてど のようにしたらいいのかということは本当にこう した場を設けていただいたことはありがたいとい うふうに思います。

今、近藤委員からお話ありましたように、議会 上程における手続論の話ですけれども、まさにそ こは前段小田部委員と松浦委員も申しましたよう に、そこは信頼関係の下に丁寧に説明をすべきで あろうという取扱いをさせていただきたい。2つ 目の住所地における手続論みたいなところは、そ れは法的にはできます。私たちはそこの法的な部 分においてできますという御回答をさせていただ いているのですが、実際に設立するに当たって、 今日先ほど平賀委員からも御指摘を受けました し、近藤委員からも御指摘を受けておりますの で、そこはこの設立に当たってどのように取り扱 うかというのは、議会の意見があったことからそ れを受け止めながら今後について対応してまいり たいと、こう思います。まさにどのように手続を 踏まえていくのかというのは明らかにしていく話 だと思っておりますので、こうした議会の場で議 論をさせていただくことにまず感謝を申し上げ、 そしてまた二つの御指摘を頂いたことに対して受 け止めさせていただきたいと、こう思います。

〇立崎聡一委員長 他に。

永本委員。

〇永本浩子委員 いろいろとお話が出たところで したけれども、私も今回この新電力会社のお話が いろいろありまして、自分でもいろいろ調べてみ ました。やはり、例えば、知的財産が関わるよう な産学連携の場合とか、営業秘密が関わるような こういった官民連携の場合には、秘密保持契約と いうのは当たり前に交わされるということも、調 べてみると、ああそうだったのだなという。そし てこの新電力に関しては、全国で様々なところで 官民連携しての会社が結構設立されているのもわ かりまして、中には町長が、出資比率が高いのも あったのでしょうけれども、町長自身が代表取締 役社長になっている会社とかもあったりして、 ちょっと私も勉強不足で、こんな形で次々といろ いろな形で会社が設立されているのかということ もわかりまして、ちょっと意を新たにしたところ でございます。それでも私自身も、今まで皆さん おっしゃっていましたけれども、この方向性、会 社の中身はとてもいいものだし、ぜひ賛同したい ところなのですけれども、やっぱりちょっとあの あまりにもぎりぎり過ぎたというか、せめてこう 予算の説明会のときとか、2月16日にプレスリ リースしたときに、その辺にでもお話を頂けてい たらなと思いはしているところです。内容的には 大事な内容かと思っておりますので、ぜひという 気持ち。そしてまたこういったところで、新会社 ができるところで、もしかしたら将来的にはこの 会社の関係の誘致にも結びつくかもしれないとい うところもあるかなという思いもありますので、 内容的には賛同したいところですけれども、やは りもうちょっと事前の説明というのが、もう少し 早めに頂ければという思いはしているところで す。

○水谷洋一市長 ありがとうございます。

事業の中身について御議論が委員会の中でも大きな議論ではなかったというふうに思っておりますが、やはり秘密保持契約であったりとか、会社の位置であったりとか、役員の構成であったりといったところが大変議論があったのだと思います。そうしたことを含めて今永本委員からもお話

がありました、各議員からもございましたけれども、早めにというお話でありましたが、そこはこうした秘密保持契約を結ぶような場合においては、冒頭に戻りますけれども小田部委員に申しましたけれども、丁寧に御説明を申し上げて審議に当たるべきであるという御指摘、まさにそのとおりだと思いますので、今後同様のケースがあった場合には、予算計上に当たり丁寧に御説明をして予算審議に当たれるように我々は十分対応し、今後そのように取り扱ってまいりたいと思います。

〇立崎聡一委員長 他に。

[「なし」と呼ぶ者あり]

なければ、この件についてはこの程度でよろしかったでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

それでは、ここで理事者退席のため暫時休憩い たします。

午後3時23分 休憩

午後3時44分 再開

〇立崎聡一委員長 再開いたします。

それでは、先ほどの案件について発言のある方 は挙手願いますが、よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、この件については、以上で終了したいと思います。

御苦労さまでした。

再開は、明日午前10時からといたしますので、 御参集願いたいと思います。

午後3時45分 散会